

発達障害の理解と支援のために



静岡市発達障害者支援センター

き ら り

共同編集

静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会・静岡市

目 次

はじめに	1
第1部 発達障害とは何か	
1 発達障害とは何か	2
2 発達障害者はどれくらいいるか	3
3 発達障害の原因は何か	4
4 発達障害の種類と主な特徴	5
第2部 乳幼児期・学童期における発達障害児（者）支援	
1 発達障害児（者）の支援の実例	15
2 早期発見・早期支援の大切さ	21
3 発達障害児（者）への有効な発達支援のポイント Q&A	23
4 特別支援教育	27
第3部 成人期における発達障害者支援	
1 発達障害者への就労支援	28
2 就労支援制度・窓口	32
3 発達障害者への有効な就労支援のポイント Q&A	35
第4部 資料編	
1 参考文献	39
2 発達障害者支援法	41
3 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知	44
4 DSM-IV 診断基準（抄）	46
5 関係機関一覧（連絡先）	50
6 静岡市発達障害支援関係図	56
7 静岡市発達障害者支援センター案内	57

はじめに

平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されました。自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などを「発達障害」と総称して、それぞれのライフステージに応じた支援を、国・自治体・国民の責務として決めた法律です。

この法律にもとづき、静岡市発達障害者支援センター「きらり」が平成19年10月に静岡医療福祉センター内に開設されました。この冊子は、センターの開設に際しまして、地域における発達障害の理解と支援を推進していくために、静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会との協働の下に、作られた次第です。

平成14年度に文部科学省が約4万人の小中学生を対象に、担任教師に対する質問の形式で教育上の配慮を必要とする児童・生徒の全国調査を行った結果によると、通常学級で「知的発達に遅れはないものの学習面・行動面で著しい困難を示す」と担任教師が回答した児童生徒の割合は6.3%と報告されています。40人のクラスに換算しますと、1クラスあたり2から3人の児童生徒が、「何らか」の支援を必要としているということになります。

1歳半、3歳児健診の問診における「気になる子」について詳しく調べると、5～10%もの保護者が、子どもの育てにくさを感じていることが分かります。特に乳幼児期では、幼稚園・保育園などの集団生活の中で落ち着きのなさや、切れやすさなどで「気になる子」が多くなってきたと指摘されています。

発達障害のある子どもを早期に発見し、子どもの特性に合わせた環境の工夫と適切な関わり方をすることは、統合保育・特別支援教育の中でその周辺子ども達にも安定した保育・教育環境を提供していくことになります。

発達障害のある人のライフステージに応じた一貫した支援を行っていくためには、行政と医療・療育機関と保育・教育機関と就労機関が連携し、適切な環境づくりをしていくことが必要です。このためには、乳幼児期・学童期における「ちょっと気になる子」の発見はもとより、地域において支援を必要している発達障害を持たれた方を早期に見つけ出し、早期の支援に繋げていくことが必要であり、関係機関の皆様へ発達障害の理解と支援の正しい知識・技術が拡がっていくことが何よりも大切です。また、乳幼児期・学童期のみならず、成人期も、地域が発達障害に関する多くの支援を用意し、「優しい街」であり続けられるよう、発達障害への啓発や福祉が拡がっていくことを期待いたします。

発達障害のある人々が、より充実・安心した自立生活、地域生活を送ることができるよう、地域の関係機関の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この冊子の編集にあたりまして、色々ご指導をいただきました静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会委員の皆様、深く感謝申し上げます。

平成21年3月

静岡市発達障害者支援センター「きらり」所長 前田 郷子

第1部 発達障害とは何か

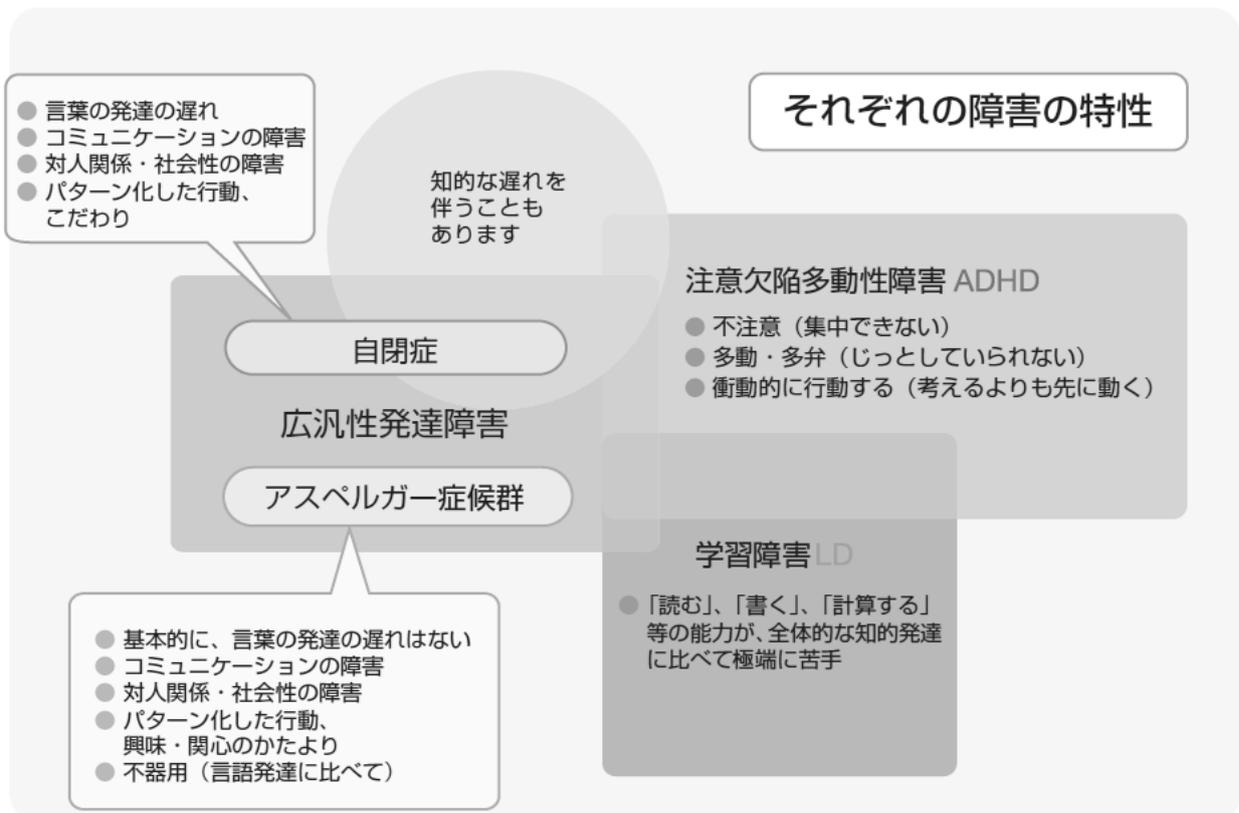
1 発達障害とは何か

(1) 発達障害とは

人は発達の過程で様々な能力を手に入れていきますが、認知や言語、運動、社会的な能力やスキルの獲得に、偏りや遅れがある状態を「発達障害」と呼びます。発達障害は脳の機能の一部の機能不全によるものといわれており、決して「わがまま」や「親のしつけが悪いから」ではありません。また、発達障害には知的障害が「伴う場合」と「伴わない場合」があります。

発達障害者支援法では、「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など」と定義し、支援の対象としています。

(2) 発達障害の分類とそれぞれの障害の特性



資料 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部編「発達障害の理解のために」より

2 発達障害者はどれぐらいいるか

(1) 発達障害の頻度

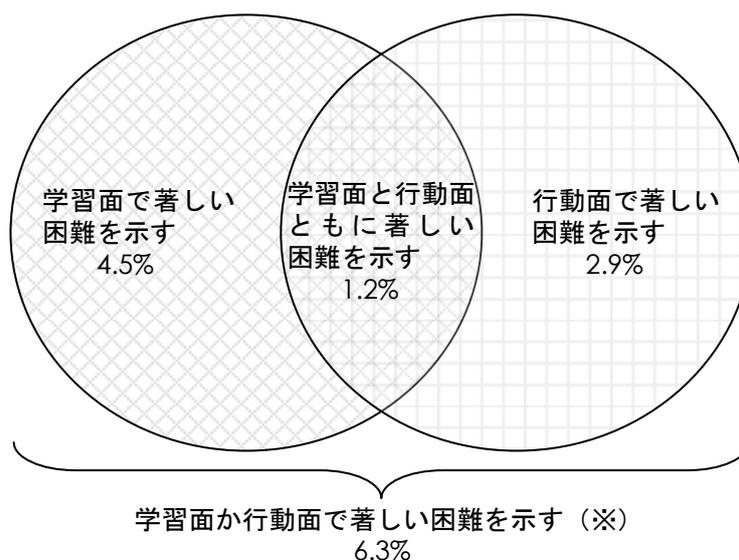
発達障害のある人がどれぐらいの割合でいるのかについては、統一的な調査が十分に行われていないこともあります。あいち小児保健医療総合センター保健センター長兼心療科部長の杉山登志郎氏によると、以下の割合で発達障害のある人がいると考えられています。

高機能広汎性発達障害	1.5%
注意欠陥多動性障害(ADHD)	3～5%
学習障害(LD)	5%

資料 杉山登志郎著「発達障害の子どもたち」(講談社現代新書)より

(2) 文部科学省における平成14年の調査

文部科学省が平成14年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」によると、全国5地域の公立小学校(1～6年)及び公立中学校(1～3年)の通常の学級に在籍する児童生徒41,579人を対象として、学級担任と教務主任等の複数の教員によるチェックリスト方式により回答を求め、集計を行った結果、以下の割合で「知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒」がいることが分かっています。



(※) 統計上、小数第2位以下を四捨五入しているため、上の表から求められる数値は6.2%となります。

(注) この調査は、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合を示したものであり、これらの全部が「発達障害者」というわけではありません。(これらの中には発達障害者ではない児童生徒もいる一方、これらに含まれない発達障害者もいると考えられています。)

3 発達障害の原因は何か

発達障害の原因は、まだ詳しく分かっていないこともあります。様々な研究によると、脳の器質的、機能的な障害によるものではないかと考えられております。これらは、先天的又は比較的低年齢時に発現することが知られております。よって、親のしつけ方や育て方によって起こるものではありません。

しかし、発達障害は見え難い障害でもあるため、これらの特徴が理解されていないことにより、誤解され、差別や偏見が生み出され、本人及び保護者が自信を失い、結果的に困難な状況に陥ってしまうことがよくあります。また、これらは、ときに反抗・乱暴、虐待、反抗挑戦性障害及び行為障害などといった「二次障害」を招くこともあり、対応がますます困難となってしまいます。

現在の医学では、発達障害の詳しい発現メカニズムや医学的対処法は十分には解明されておられません。よって、発達障害の発現を防いだり、医療により治すことは非常に困難といわれております。しかしながら、発達障害はその障害の困難さに注目されがちですが、一方で優れた能力を持ち合わせていることも多く、非常にアンバランスな印象を受けます。このことは、発達障害が認知や言語、運動、社会的能力やスキルの獲得に、偏りや遅れがある状態であることから理解できるかと思えます。

人には、それぞれの個性があります。発達障害も個性の一部としてとらえ、早い時期から周囲の理解を得、能力を伸ばすために必要な発達支援等の支援・環境調整を行うことが、発達障害を持たれた方の支援にとって何よりも大切なことです。

4 発達障害の種類と主な特徴

(1) 学習障害(LD)とは

学習障害 “Learning Disorders” or “Learning Disabilities”

<診断基準(DSM-IV)>

- ・ 読字・算数・書字表出などの能力の度合いにより判断

<よく見られる症状>

- ・ 簡単な計算ができない
- ・ 文字が読めない・書けない
- ・ うまく話せない・言葉に詰まる
- ・ 簡単な推論ができない

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するといった能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態のことをいいます。

学習障害では、苦手な領域については何度教えても定着し難いことから、ややもすると本人の努力不足や「やる気がない」と誤解されることが多く、自信をなくしたり、学習意欲がなくなったりすることがよくあります。しかしながら、例えば「電卓・音声レコーダー」の併用など、学習障害児に合わせた教え方を工夫することで、苦手な領域を補うことができ、二次障害を防ぐことができます。

アメリカ合衆国の有名俳優「トム・クルーズ」さんは、読字障害（ディスレクシア・Dyslexia）で小学校は特殊学級で教育を受けていたと言われ、自身もディスレクシアであることを公表していますが、障害に合わせた教育を受けることで克服し、今では立派な映画俳優として活躍するとともに、自身の経験から学習障害児への支援活動にも取り組んでいます。

<学習障害の概念>

1960年微細脳機能障害 MBD という概念があり、多動型が ADHD、学習困難型が LD と呼ばれるようになった。

アメリカの公立学校の生徒の 5%が LD とされている。注意欠陥・多動性障害 (ADHD)は 3~5%で、LD の人が ADHD を合併する率は 30%で、ADHD の人が LD を合併するのは 50%ある。

(2) 注意欠陥多動性障害(ADHD)とは

①ADHD とは

注意欠陥多動性障害 “Attention-Deficit Hyperactivity Disorder”	
＜診断基準(DSM-IV)＞	
<ul style="list-style-type: none">・ 多動性・ 衝動性・ 不注意	} についての複数の症状の内容により判断
＜よく見られる症状＞	
<ul style="list-style-type: none">・ じっとしてられない・ 指示に従えない・ おしゃべりで人の話を聞かない・ うわのそらでボーッとしている・ 忘れ物が多い・ 順番が待てない・ 考えずに行動する・ 友達に暴言や手が出る	

注意欠陥多動性障害は、大事な事物を忘れる・単純なミスが多いなどといった注意欠陥からくる障害と、とにかく動き回る（じっとしてられない）・多弁である・衝動的な行動が多いなどといった多動性・衝動性からくる障害があり、またその両方を併発している場合もあります。

物忘れ・ミスなどから「不注意な人」や、多動性・衝動性から「大人気ない人」などと呼ばれることが多いですが、本人は決して意図を持って行動しているわけではなく、自然とこのような行動をとってしまうことが多いものです。よって、本人に努力を求めるだけではなく、例えば「チェックリスト」を活用して物忘れやミスを客観的に防ぐ体制を整えることや、今すべき行動を具体的に指示し、多動・衝動的な行動を防ぐことが有効な支援となります。

科学者エジソンは、小学校1年生の時に多動・多弁・衝動性があり、学校の先生から困った子として、見られていたそうですが、個性に合わせた教育を受けることで才能を発揮することができ、後に歴史的な発明により社会に貢献したことはいうまでもありません。

注意欠陥多動性障害は、「理解」と「支援」で「個性」にすることができるのです。

注意欠陥多動性障害(ADHD)への対処法の一例

1 薬物療法

メチルフェニデートという中枢の興奮薬が非常に有効であり、ADHDの人が弱い前頭葉の機能の低下を改善する、とされている。(※)

2 環境調整

- 注意力への配慮： 気になるものは置かない、集中できる環境、一番前の席
- 衝動性への配慮： 正しい行為は出来るだけ紙に書き貼る。いい行動が出たら、良くほめる。行動のルール作り、約束をしてほめる。
- 多動性への配慮： 小休止をしたり、動ける用事を作るなど、大人側が主導権を持って、動ける場を作る。

(※) 薬物による治療は副作用もあるため、医師の厳格な指示の下で、適量使用する必要があります。



歴史上有名な政治家、芸術家、科学者や俳優の中には、ADHDと思われる人が多くいると言われております。

ADHDであるという理由だけで、将来の活躍の場が失われるわけではないということは、歴史が証明しているといえるでしょう。

資料 アーサー著、山下裕史朗・水間宗幸監「めざせ！ポジティブADHD～ギャグマンガで読み解く基礎知識&克服法～」(書肆侃侃房)より

②ADHD をとりまく問題点

- ・発達の遅れ、学業不振
- ・多動、着席困難
- ・友人関係
- ・指示に従いにくい
- ・集団行動参加困難

一次障害

- ・反抗・乱暴
- ・虐待
- ・反抗挑戦性障害
- ・行為障害

これらが、いわゆる「二次障害」です。二次障害は適切な支援により、防ぐことができます。

二次障害を作らないことが大切です。

③「トークン（ほめ表）」を使った指導

ほめ表を使った指導は、ADHD に対して有効な支援といえます。

ほめ表で具体的な行動目標を決めて、目標を達成できたときは大いにほめ、褒美（トークン）を与えることで、困った行動が激減します。

<トークンエコノミーとは>

- 望ましい行動を取り上げ、ほめるツールです。
- 望ましい行動をもっとして欲しいときに使いましょう。

（実施するときの注意）

- 1 やって欲しい行動を選びます。できそうな、やさしいことから選びましょう。
- 2 複数の行動を目標にするときは、70%ぐらいできるものを入れましょう。
- 3 実際に表を作りましょう。（年齢に即したものが望ましいです。）

[] くん にこにこ カード		できたら にこにこ シールを はりましょう。					
		6が	11にち	12にち	13にち	14にち	15にち
1	「おはよう」のあいさつをする	😊	😊	😊	😊	😊	😊
2	あさの したくとぶりんちゃんをだす。(タイマー10ふん)	😊	😊	😊	😊	😊	😊
3	れんらくぶくろにおてがみをしまう。	😊	😊	😊	😊	😊	😊
4	ぎゅうにゆうタイマー(5ふん)	😊	😊	😊	😊	😊	😊
5	おわどぞつえいすき 6にけいふい	😊	😊	😊	😊	😊	😊
☆	おかあさんからのごほうび	☆	☆	☆	☆	☆	☆

くん がんばり かあと						
がんばること		4/17	4/18	4/19	4/20	4/21
1	あいさつ おおきなこえでおへんじができた！	🌸	🌸	🌸	🌸	🌸
2	あさ かばんのなかみをつくえにいれた	🌸	🌸	🌸	🌸	🌸
3	ともだち たいたり、ものをなげない	🌸	🌸	🌸	🌸	🌸
4	ちやいむ なったら、せきにつく	🌸	🌸	🌸	🌸	🌸
5	かたづけ ちいたあ とちゆうであそばないでひといきに	🌸	🌸	🌸	🌸	🌸

4/17 きゅうしよくが ちいたあになるとうれいな。
 てもにさず たべてうれい。きょうとつせんせいにか
 [] せんせいにも大きなこえであいさつできたよ。
 4/19 きゅうしよくのかたづけかんはったよ。

資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

(3) 自閉症・アスペルガー症候群とは

①自閉症とは

自閉性障害 “Autistic Disorder” （自閉症 “Autism” ）	
＜診断基準(DSM-IV)＞	
<ul style="list-style-type: none">・ 社会的相互交渉の質的障害（対人関係）・ コミュニケーションの質的障害・ 想像力の障害（こだわり）による諸問題	} についての複数の 症状の内容により 判断
＜よく見られる症状＞	
・ 対人関係障害 共同注意の障害（選択的注意の柔軟性） 簡単に言うと人と関わるのが苦手で、自分の好きな事はやるが、人から指示された事に合わせるのが苦手です。	
・ コミュニケーション障害 音声言語処理障害 視覚情報の優位性 言葉の遅れがみられ、2～3歳でも身振りや模倣が少なく、オウム返しが見られ、言葉が話せても、会話が一方的で、相手に合わせられず、長く続きません。	
・ 興味の限局 こだわりや学習の困難性 興味の持ち方が特異的で、こだわりが強く、融通性に欠け、幼児期の身のつけや集団生活で困難を示します。	

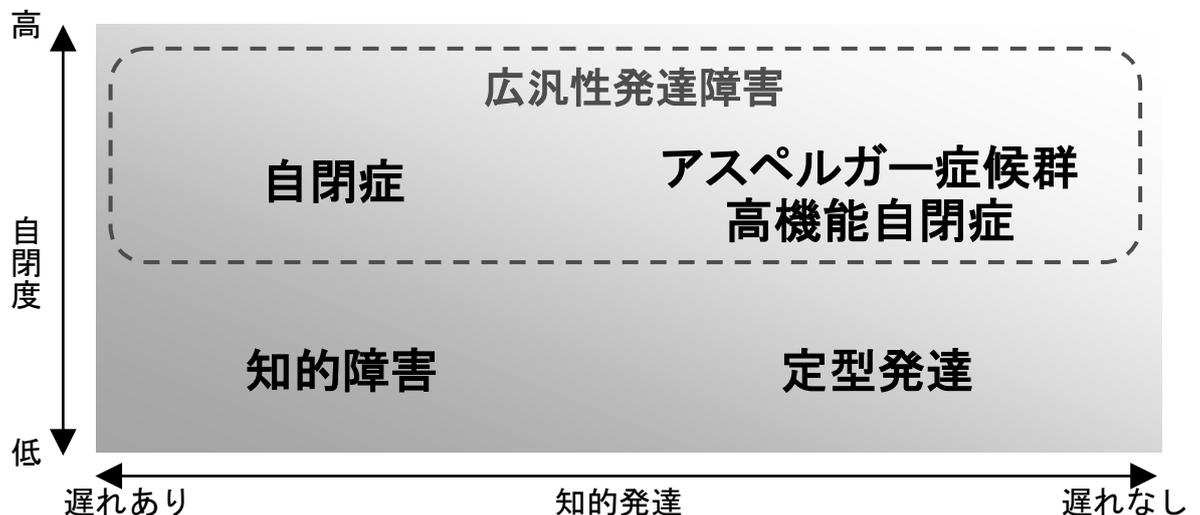
自閉症は、脳の機能障害が原因である発達障害で、他の発達障害同様に生育歴によるものや、親の性格・しつけ方によるものではありません。遺伝子・仮死分娩・感染・神経毒・脳損傷によって引き起こされる脳機能異常によっても自閉症の症状を呈することがありますが、詳しい原因は解明されていません。

自閉症の発症率は1000人当たり1.5～2人以上といわれていますが、自閉症の状態は一様ではないため、「どこまで」を自閉症ととらえるかによっても大きく異なってきます。

②自閉症スペクトラムとは

自閉症を持たれた方の中には、「1 対人関係障害（社会性の障害）」、「2 コミュニケーションの障害」、「3 興味の限局（想像力の障害（こだわり）」といった自閉症の3つの特徴を持ちながらも、知的障害を伴っている場合もあれば、知的な発達の遅れはほとんど認められない場合もあります。また、高機能自閉症やアスペルガー症候群といわれる、知的には問題がないにも関わらず、前述のような自閉症

特有の症状を伴っている方もいらっしゃいます。これらの状況を、どこかで境界線を引くのではなく、「連続体」という意味である「スペクトラム・Spectrum」として捉え、自閉症からアスペルガー症候群までを、知的な発達の遅れの有無を問わず、一続きとして見る考え方があります。これを、「自閉症スペクトラム」と呼びます。



この自閉症スペクトラムでは、知的障害を伴う場合と伴わない場合との自閉症の境だけでなく、定型発達と高機能自閉症・アスペルガー症候群との境も曖昧であり、それぞれが少しずつの色の変化によって連続的に繋がっています。それぞれの症状について、このスペクトラム上では線引きが曖昧であり、定量的に捉えることは非常に困難といえます。

そもそも、自閉症に限らず、発達障害の問題は、線引きをして区別をはっきりさせることよりも、その人の症状に合わせた個別支援を行っていくことにあります。これは、例えば人と付き合うときに、その人の個性に合わせて対応することに似ております。

興味や趣味の強い人、マニアや堅物な人、厳格な職人や芸術家など、彼らを天才と呼ぶのか、それとも「変わった人」と呼ぶのか。あるいは、それを個性と呼ぶのか、それとも障害と呼ぶのかは、周囲の方の理解と支援で変わってきます。

社会の中で孤立させず、周囲が理解を示し、発達障害のある人々の苦手な所を補えるような、優しく心ゆとりのある社会でありたいものです。

③対人関係障害（社会性の障害）

社会性の障害において最も困難とされることは、他人との関係を作ることが苦手であることです。相手の意図や気持ちが理解しにくく、その場の雰囲気を読むことや、何となく察するが出来ないことが多いです。自分の思い通りに一方的に関わろうとするので、周囲との関係を図る事ができず、多々として軋轢を生み出すこともあります。

対人関係を維持するために必要となる「一緒に楽しむこと」、「興味を分かち合うこと」、「経験を共にすること」がうまくできないことから、知らず知らずに相手が離れていってしまい、孤立してしまい、それが二次障害へと繋がってしまう恐れがあります。

相手の気持ちを傷つけることが分からないことの例



目上の人・相手に失礼ということを考えずに、見たままを言ってしまいます。

相手の気持ちを考えずに「〇〇さん、太っているね」と言ってしまいます。



資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

④コミュニケーションの障害

コミュニケーションの障害では、言葉で自分の思いを伝えることが苦手であることが多くあります。また、相手の表情や言葉を読み取り、理解することに困難を抱えている場合もあります。さらに、言葉の遅れやオウム返しが見られ、話せるようになっても会話が一方的で続かないこともあります。

コミュニケーションに障害を抱えている場合、本人は自分の興味や関心事だけを一方的に話し、相手からの質問にはなかなか答えられません。また、相手の言語だけでなく、ジェスチャーや表情などに込められた相手の意図や真意を理解することが困難であったり、文章を字義通りの解釈をしてしまい、言葉の裏に隠れた意図（行間）をうまく読み取れないため、結果的に勘違いをすることがよくあります。

字義どおりの解釈をしてしまうことの例



資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

⑤興味の限局（想像力の障害（こだわり））

想像力に障害を抱えていると、どうしても興味の幅が狭まってしまい、いつもと同じことを好み、儀式のようにパターン化された行動を繰り返すことが多くなってしまいます。また、物事が習慣やこだわりのとおり（いつもとおり）でないと、安心できなくてパニック（大泣きやひっくりかえり）が引き起こされてしまいます。

固定化された習慣の例



雨がふっていても、毎日水やりをします。

資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

⑥感覚の異常

自閉症を持たれる方の中には、感覚過敏となっておられる方が多く見られます。これについても原因は不明ですが、発達の偏りにより、特定の事象に対して脳が過剰な反応を示しているのではないかと考えられます。

- ・ 触覚過敏で、手や足に何かが付くことや触れることを嫌がります。（砂・芝生・靴下など）
- ・ 急に身体に触れられるのを嫌がります。

- ・ 味覚異常や偏食（野菜、緑のもの、白いものを嫌う又は好むなど）が多く見られます。
- ・ 視覚過敏で、例えばゆれるカーテンやテレビの特定のシーンを嫌がります。
- ・ 聴覚過敏で、学校チャイム、換気扇の回る音、映画やドラマの中での大きな音、機械の作動音、トイレの水の流れる音などを嫌います。

感覚過敏は、本人にとっては非常に嫌なことです。無理に慣れさせようとせず、少しずつ慣れさせていくことが大切です。また、周囲が妥協をし、こうした事象を避けてあげることも、有効な手段といえます。

(例) 視覚過敏に対しては、サングラスなどを使用し、目から入る刺激をある程度遮ることが有効です。

聴覚過敏に対しては、手や耳栓、イヤマフで耳を塞いであげると恐怖がやわらぐでしょう。また、運動会ではピストルを使わずに、笛で合図してあげることも有効です。

こだわりは常に変化していきますので、嫌なことは強引に行わずに、そのときどきの状況を見極め、不安をやわらげるような工夫をし、安心させてあげましょう。

⑦アスペルガー症候群（高機能自閉症）とは

アスペルガー障害 “Asperger’s Disorder” (アスペルガー症候群 “Asperger’s syndrome”)	
<診断基準(DSM-IV)>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的相互作用の質的障害 ・ 制限された反復的で常同的な行動、興味および活動のパターン 	} についての複数の 症状の内容により 判断
<よく見られる症状>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者・自分の感情の理解が困難 ・ 言葉を字義どおりに受け取る ・ 言葉の裏にある相手の意図を読み取るのが困難 ・ スケジュールの変更が困難 ・ 手順、道順、物の位置、時間へのこだわり ・ 遊びの固執 ・ 勝敗・百点へのこだわり 	

アスペルガー症候群、あるいは高機能自閉症と呼ばれる障害は、自閉症よりも知的発達の遅れが少なく、平均以上の知能指数を示す方もいます。また、これらの特性により、言語発達の全般的な遅れはないといわれています。

一方で、自閉症の特徴でもある「対人関係障害（社会性の障害）・コミュニケーションの障害・興味の限局（想像力の障害（こだわり）」といった傾向は見られ、これらにより社会生活を送る上での様々な困難が引き起こされます。特に、知的発達が高いが故に見られる症状（勝敗・百点へのこだわり）もあり、対応を難しくしてしまうこともあります。

しかしながら、アスペルガー症候群であっても、周囲が気をつかい、対人関係やコミュニケーションを円滑に進められるように配慮することや、興味やこだわりを自分が得意としているものに集中させてあげることで、困難を克服し、安定した社会生活を送ることができるようになるといわれています。



スペクトル出版社の「みんなとはちがった人たち 自閉症の英雄のこと」の中では、数多くの高機能自閉症・アスペルガー症候群と思われる、芸術家（音楽家・画家）や小説家、科学者が紹介されています。

資料 ジェニファー・エルダー著、マーク・トーマス イラスト、牧野恵訳「みんなとはちがった人たち 自閉症の英雄のこと」（スペクトラム出版社）より

⑧自閉症・アスペルガー症候群のある子どもの、保育園・幼稚園・学校などで見られる困難な行動の例

- ・ 順番を待てない、列に並ぼうとしない
- ・ 完璧主義、百点・一番・勝敗にこだわる
- ・ 苦手な課題をしようとする
- ・ ちょっとしたことで友達とトラブルを起こす
- ・ 体育の時間に、並ぶ位置や競技のルールを理解することが苦手である
- ・ 清掃のときに、1列目の机を拭いただけで終わってしまう（具体的に指示しないと分からない）
- ・ いつもと状況が違うと、理解することが困難にある
- ・ 運動会などの行事の際にパニックを起こす
- ・ 片付けが苦手である
- ・ 朝の支度が苦手である
- ・ プリントを提出しようとする
- ・ 着替えに時間がかかる
- ・ 黒板を書き写そうとしない、予定表を最後まで書かない
- ・ 忘れ物をする
- ・ 音楽の教室に置いてある楽器や教室内の展示物などを、授業中に勝手に触りたがる
- ・ グループでの討論が苦手である
- ・ 長文理解と感想文が苦手である

第2部 乳幼児期・学童期における発達障害児（者）支援

1 発達障害児（者）の支援の実例

(1) 発達障害児（者）への支援の基本

発達障害のある子ども（方）へ対して支援を行う際に最も重要なことは、「発達障害の様態は一様ではないため、それぞれの状況に合わせた個別の支援が必要となること」です。発達障害のある子ども（方）への支援には、「これが正解」というものはありません。ある子ども（方）にとっては非常に有効な手段であっても、反対にある子ども（方）にとっては逆効果であり、二次障害を引き起こしてしまうものであることは、非常に多くあります。

発達障害のある子ども（方）への支援を始める際には、まずその子ども（方）の状況を注意深く観察し、個別で具体的な支援計画を立てることが必要となります。無計画な「行き当たりばったり」の支援を行うことは、無駄が発生するばかりか、二次障害によりその子ども（方）への対応をより困難なものにしてしまう恐れがありますので、厳に控えましょう。また、支援計画を作る際には、保護者又は先生などが一人で作成するのではなく、保護者と先生との連携はもとより、「地域の支援者（民生委員児童委員や各種相談員）」、保育園・幼稚園・学校であればそれぞれの「主任・正副園長・特別支援教育コーディネーター・学年主任・教頭・校長」、「地域の保健福祉機関」、「医師などの専門家」、「発達障害者支援センター」などとも連携をし、複数の視点でチェックできる体制を整えていくことが大切です。

なお、支援計画を作成する上では、以下のような発達障害の特性を理解しておくことは、非常に有効だといえます。

- ・ 感覚の過敏・異常や強いこだわりへの配慮が必要です。
- ・ 短い分かり易い言葉で指示することとし、あいまいな表現は使わないようにしましょう。
- ・ 絵・写真・文字で分かりやすくスケジュールや手順を示し、見通しが持てるようにしましょう。
- ・ 穏やかな声で話し、笑顔で接し、安心できる環境を作りましょう。
- ・ 叱責しないで、肯定的な表現を使用しましょう。（「～しない」より、「～しよう」という形で。あるいは、「～できたら、ほめられるなあ」とか。）
- ・ クラスの他の子どもを叱責する声も負担になります。聴覚過敏がある場合は、特に大きな声は苦痛に感じます。
- ・ できたことを大いにほめ、認めましょう。
- ・ ルールを作り、行動表でシールを貼り、できたら○をつけることで、「ほめられること」を視覚化しましょう
- ・ 具体的で分かりやすい目標を設定しましょう。

(2) 発達障害児（者）への接するときに注意すべき点

発達障害のある子ども（方）は、多動性・衝動性があったり、すぐに活動にとりかかれなかったり、言葉の理解が出来なかったり、話せなかったり、場面理解が出来なかったり、相手の気持ちを気づけなかったりします。また、こだわりも強く、失敗が多く、いつも叱責されてばかりで、自尊感情が持てていない場合が多くあります。

言葉での叱責が多いと、肝心の内容が理解されず、叱られたという嫌な感情だけが伝わり、やがて叱った人を敬遠するようになり、不安や反抗が増え、無気力になり、最終的には活動に参加しなくなる恐れがあります。

友達からの強い注意やからかいは、被害意識を増幅させるだけであり、先生からの厳しい叱責や皆の前での叱責はいじめにも繋がり、不登校（出社拒否など）に繋がる恐れがあります。

悪いことは当然に指摘しなければなりませんし、友達関係で過剰な優遇を与えることは、他の子ども（方）の不公平感を招くこととなります。しかしながら、その方法を工夫してあげることで、円満な支援に繋がれることができます。

例えば、聴覚過敏の人に大きな音楽の音や運動会のピストルの音を聞かせることは困難ですし、無理に慣れさせようと継続的に大きな音を聞かせるのは逆効果です。しかし、例えばヘッドフォンを用いて音量を適切にコントロールしてあげることや、ピストルの代わりに笛を使って合図することで、無理なくその場の環境に適用させることができます。

嫌なことを無理強いするのは、人への不信を生み、パニック症状が悪化し、ますます社会参加が困難となります。社会参加を進めていく上では、嫌なことを無理に慣れさせようとするのではなく、できること・得意なことを取っ掛かりにし、そこから社会参加を進めてあげることが非常に有効です。

自閉症・アスペルガー症候群のある子ども（方）には、具体的な指示を出してあげることが大切です。「それぐらい、言わなくても分かるだろう」とか、「やればできる」、「努力が足りない」などといったいわゆる「精神論」を振りかざすことは、理解できないばかりか、パニックを引き起こす元凶ともなります。

これらから分かるとおり、発達障害のある子ども（方）への関わり方については、その子ども（方）や障害の特性を理解し、工夫して接してあげることが何よりも大切なことです。反対に、不適切な関わり方は、反抗・乱暴、虐待、反抗挑戦性障害、行為障害などといった二次障害を生みだしてしまい、その後の支援を困難なものにしてしまいます。何が不安なのか、何がしたいのかを理解し、それが成功できるような援助を行っていくことが必要となります。また、環境を工夫し、安心し、「できた」、「成功した」と感じられる支援が大切です。

達成感や自尊感情が持てるように支援していきましょう。

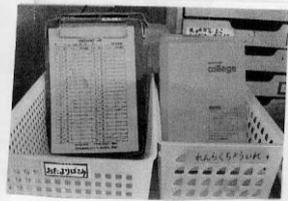
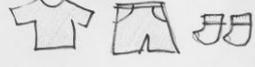
(3) 保育園・幼稚園・学校での具体的な支援方法の例

発達障害のある子ども（方）の支援を実際に行うための有効な手段の一つとして、以下のような支援方法があります。

- <支援方法の例>
- ①手順表
 - ②スケジュール表
 - ③活動の内容説明（行事の支援）
 - ④ルール説明
 - ⑤ソーシャルストーリー

①手順表

保育園・幼稚園における手順表

<p>(例 1)</p>  <p>① おたエいはさま、小んろくちゅうをたす</p>  <p>② [おじやまを]かごにいれる</p>  <p>③ あそぶ</p>	<p>(例 2)</p>  <p>① おきて、ふしんをたたむ</p>  <p>② といにいく</p>  <p>③ きがえをする</p>  <p>④ おじやまをりやくにいれる かごをろくににいれる</p>	<p>(例 3)</p>  <p>① おさをかさねる</p>  <p>② すわって はみがき</p>  <p>③ かたづけ</p>  <p>④ ろくにうわくつをおく</p>
---	--	---

資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

学校における手順表

(朝の支度の例)

ランドセルをおろしたら

あさのしたく

ながいはりが 11 までにやろう

スタート

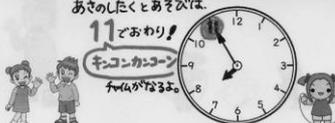


- 1** おうどんバックをつくえにかけろ。
- 2** しゅくだいをだす。
れんらくぶくろもだすときがある。
←れんらくぶくろ
- 3** きょうかしよをつくえにいれる。

- 4** ランドセルにぼうしをいれる。
- 5** ランドセルを、ロッカーへいれる。
- 6** たいそうぎにきがえる。
これで、したくはおわりだよ!

あさのしたくとあそびは、11 でおわり!
キョコンカンコン
かみかみなるよ。

はやくおわたら、すきなことをしよう!



資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

②スケジュール表

(例 1)

6がら10か かよび



1. [Redacted]
2. おそと
3. きゅうしよく
4. きがえ
5. おはや
はやであそび
6. おひるね
7. おやつ
8. おかあさん
きます。

(例 2)

1. あいほう
ぞういします
2. やであそび
3. あさのかい
4. [Redacted]
5. としれ
6. きゅうしよく
7. きがえ
8. はみがき
9. はなをみる
10. おひるね
11. おやつ
12. きよつと

資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

③活動の内容説明（行事の支援）

保育園・幼稚園・学校における行事の説明表

（例 1 運動会）

（例 2 遠足）

しょうがっこう
うんどうかい

しゆもく（ごぜんちゆう）	がくねん	シール
かいかいしき（はじまりのかい）	ぜんこう	シール
1 らじお たいそう	ぜんこう	たのびする
2 コーナーを かけぬけろ	3ねん	シール
3 げきそう グリーン ファイターズ	4ねん	シール
4 げきとつ あおい いなずま	5ねん	シール
5 まっすぐ！ まっすぐ！	1ねん	シール
6 はなより ダンス	2ねん	シール
7 かけぬけろ インディコプラーのかげたちよ	6ねん	シール
8 パフォーマンス グリーン	4ねん	シール
9 げきそう あおい いなずま	5ねん	シール
10 みんなで おくり	ぜんこう	シール

おべんとう（おうちのひとと たべる）

ごぜんちゆうの ごほうび



資料 静岡県発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部・静岡市立日本平動物園

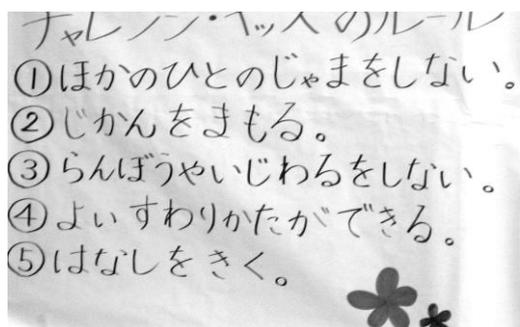
④ルール説明

一連の動作を細かく分割し、それを相手に分かりやすく絵や文で伝えることが大切です。

- ・ 成功できる環境を工夫することが大切です。
- ・ 手助けをして、成功させましょう。
- ・ 口で言ったり、見て待つより、一緒に行動して教えましょう。
- ・ できたことをほめて、より強化していきましょう。

（例 1 チャレンジキッズのルール）

（例 2 給食の時間のルール）



- 1 「ごちそうさまでした」まで席を立ちません
- 2 お代わりの人は、手をあげてから席を立ちます
- 3 12時50分に給食は終わります

資料 静岡県発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

⑤ ソーシャルストーリー

○ 「ソーシャルストーリー＝ルール作り」

子どもの不適切な行動に際し、事前に正しい行動や適切な代替行動を教えたいときは、ルール作りをし、内容を紙に書いて貼っておくと有効です。困った行動をとってから「これはダメ」といって行動を修正するよりも、事前に予防したほうが、教えられた子どももスムーズに受け止められますし、教える側も非常にスムーズに教えることができます。

○ なぜ、不適切な行動をとるのか？

- ・ 自分の気持ちを伝えるのが苦手である。
- ・ とっさに言葉で伝えられない。
- ・ 相手の気持ちを読み取るのが苦手である。
- ・ 分かっている、気持ちが抑えられない。(行動の統制、制御が苦手である。)
- ・ 衝動的にその行動をしてしまう。

○ 誤学習と適切な学習

子どもの困った行動は、誤学習によるものが多いですので、適切な行動を学習させてあげれば、次第に少なくなることが多いです。

【Why?】 なぜ、その行動をとるのか。

本人は何をしたいのかを考えましょう。

【“Don't” より“Do”】

何かを禁止するよりも、具体的にやって欲しい行動と一緒に教えてあげましょう。

○ ソーシャルストーリーの例

ソーシャルストーリー「挙手」

<状況>

- ・ 先生が質問をして、挙手し、指名されないのに答える。
- ・ 先生があててくれないと、文句を言う。

<約束>

- 1 手を挙げて、名前を呼ばれた人が答えます。
- 2 当ててもらえない時は、答えをノートに書きます。
- 3 答えた人の話をよく聞きます。

<ほめる>

約束が守れたら、花まるシールを与える。

ソーシャルストーリー「一番」

<状況>

- ・ 一番でないと気がすまない。

<約束>

- 1 一番になれなくても、おこりません。
- 2 一番になった人をほめたら、ほうびがもらえます。
- 3 最後の人もほうびがもらえます。
(一番でなくても大丈夫であることの価値観を教える。)

<ほめる>

約束が守れたら、花まるシールを与える。

2 早期発見・早期支援の大切さ

発達障害は、通常 2～4 歳までの間には、その特性がはっきりしてきます。

「言葉が出ない・遅い」、「視線が合わない」、「感情の共有ができない」、「周囲のことが見えていない」、「相手の気持ちが分からない」、「特定の事物を過剰に恐がる」などの症状が見られ、また、「ちょっとしたことで大泣きや手が出る」などのパニックが引き起こされることから、その適切な関わり方を理解していないと、保護者は疲れ果ててしまいます。

このような状況では、子どもも保護者同様に困っています。このようなときに、保護者が子どもに適切な関わり方をすることで、二次障害を防ぎ、適切な発達を促すことができます。

発達障害を疑ったら、あるいは発達障害かどうか分からなくても（知らなくても）、前述のような症状が見られたときは、「様子を見ましょう」と先送りするのではなく、まずは適切な療育・指導が受けられる「専門機関」へ繋げることが大切です。

また、支援者は単に医師による診断を受けさせるだけではなく、診断後に適切な支援が受けられるように、保護者へ適切にアドバイスしていくことが大切です。

【乳幼児期での早期発見・早期支援のポイント】

- ・ 発達障害の特性を知る。
- ・ 気になる子どもの発達を知る。
- ・ 保護者との関係を作る。
- ・ 関係機関と連携する。（保育園・幼稚園・保健福祉センター・幼児言語教室・障害児（者）地域療育等支援事業者（センター）・療育機関・医療機関・行政機関・発達障害者支援センターなど）
- ・ 相談機関を紹介する、巡回相談を利用する。
- ・ 気になる行動への理解と対応を行う。（クラス運営の工夫と個別支援の展開）
- ・ 小学校への移行支援を実施する。

<乳幼児期の相談窓口> （連絡先等は「第4部 資料編」に掲載）

- ・ 保育園・幼稚園（担任・主任・正副園長など）
- ・ 保健福祉センター
- ・ 療育通園施設
- ・ 障害児（者）地域療育等支援事業者（センター）
- ・ 幼児言語教室
- ・ 医療機関
- ・ 各福祉事務所（区役所）障害者支援課（※）・保育児童課家庭児童相談室
- ・ 発達障害者支援センター

（※）平成 21 年 4 月より、「生活支援課」に名称が変更となります。（業務内容に変更はありません。）

【学童期での早期発見・早期支援のポイント】

- ・ 入学前に教育相談を持つ。
- ・ 学級担任だけではなく、学年主任・特別支援教育コーディネーターなどの管理者なども含めて、定期的に話し合いを持つ
- ・ 関係機関と連携する。(小・中学校・教育委員会・言語通級指導教室・発達通級指導教室・医療機関・行政機関・発達障害者支援センターなど)
- ・ 保育園や幼稚園で上手にいった支援方法を、小・中学校でも有効活用する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターは、保護者や学級担任から情報提供を受け、個別支援の具体策を提示する。
- ・ 保育園・幼稚園からの移行支援計画をもとに、小・中学校における個別支援計画を作成する。
(学級運営全体の工夫と個別支援)
- ・ 親の会(団体)や地域の研修会へ参加し、理解を深めるとともに、ネットワークを構築する。

＜学童期の相談窓口＞ (連絡先等は「第4部 資料編」に掲載)

- ・ 小・中学校(学級担任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・教頭・校長)
- ・ 教育委員会(特別支援教育に関する各種相談室)
- ・ 特別支援学校の相談室
- ・ 言語通級指導教室
- ・ 発達通級指導教室
- ・ 医療機関
- ・ 各福祉事務所(区役所)障害者支援課(※)・保育児童課家庭児童相談室
- ・ 発達障害者支援センター

(※)平成21年4月より、「生活支援課」に名称が変更となります。(業務内容に変更はありません。)

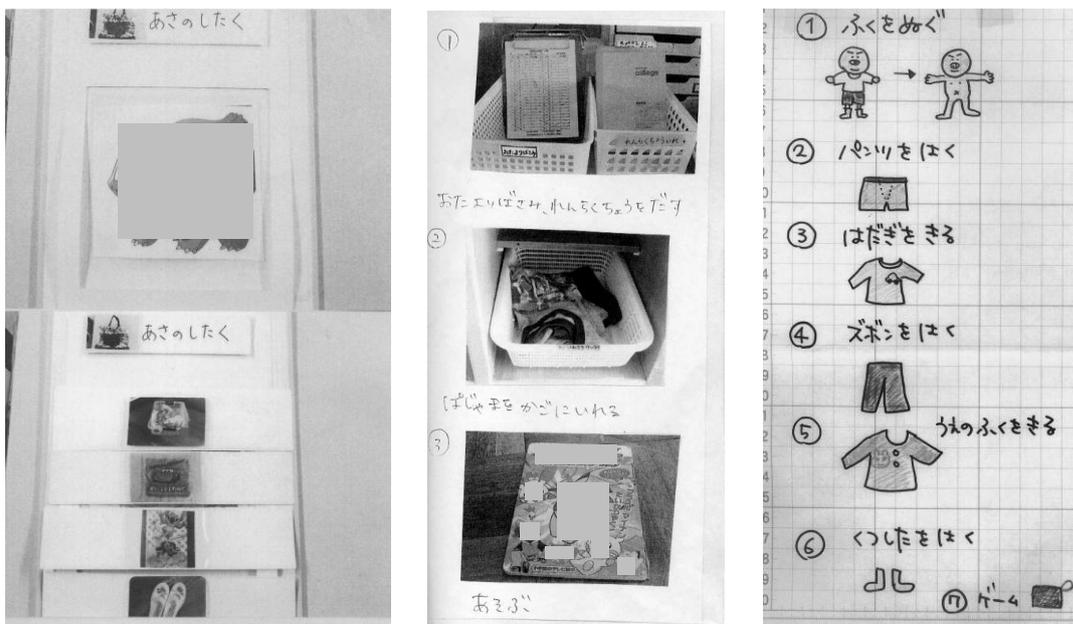
3 発達障害児（者）への有効な発達支援のポイント Q&A

Q1 言葉で指示してもよく分からないみたいですが、どうしたらいいですか？

発達障害のある子ども（方）は、言葉の指示だけでは分かり難いことがよくあります。本人が意図とせず聞いていなかったり、聞いていても、文が長かったりすると、よく理解できません。（頭の中で、言葉は消えてしまいます。）

指示をする際は、まず名前を呼び、本人の注目を引き付けてから、ゆっくりと話しかけましょう。言葉はできるだけ短くし、大事なことは1、2語文で短く分かりやすく話しましょう。

ジェスチャーなどを加えると、注目が続き、理解しやすくなります。また、物・写真・絵やイラスト・書かれた文字単語や文章など、その子ども（方）に分かりやすい視覚的な手助けがあると、より伝わりやすくなります。



資料 静岡市発達障害者支援センター・静岡医療福祉センター児童部

Q2 やってはいけないことなどのルールが、なかなか伝わりません。どうしたらいいですか？

「〇〇したら、ダメ」ではなく、具体的にやって欲しい行動を「〇〇します」、「〇〇しましょう」という感じで、肯定的に言いましょう。

(例) 廊下は走らない → 廊下ではゆっくり歩きましょう
 手でさわっちゃダメ → 見るときは、手を後ろに組んで見ます
 立っちゃダメ → 椅子に座りましょう

Q3 こだわりが強く、いつもと違うことを嫌がります。どうしたらいいですか？

A このような発達障害のある子ども（方）は、興味関心が限局されていますので、決まった玩具や本、かばんなどをなかなか手から離そうとしないことがあります。

1 このようなときは、いきなり物を取り上げようとはせずに、少しずつ遠ざけていきましょう。

（例） 手に持つ → 机の上に置く、ロッカーの中にしまう、
車の中に置いてくる

2 できる時間を限定し、その時間を保証してあげましょう。

（例） 「朝の会の前」、「給食の前」、「〇時から〇時まで」など、できる時間を限定し、保証してあげましょう。

B 手順に対して強いこだわりを示し、いつもと同じでないと嫌がることがあります。

1 普段から「スケジュール表」や「手順表」を示し、見通しを持たせるようにしましょう。

2 いつもと違うことを行う際には、できるだけ事前に、それもなるべく早めに、絵・写真・文字・文章などを用いて、十分に説明してあげましょう。

Q4 思い通りにいかないと、大泣きになったり、手が出てしまいます。どうしたらいいですか？

うまくいかないことがあるときは、「手伝って」、「やって」、「教えて」などの支援を求める言葉を使わせるように教えたり、予め文字カードを用意して使わせたり、ジェスチャーを覚えておくことが有効です。

これらの行動は、本人が困っていることを示すサインですので、単に「泣いちゃダメ」、「叩いちゃダメ」というのではなく、どうしてそのような行動に出るのかを注意深く観察し、その原因を取り除けるような方法を教えてあげることが大切です。また、失敗してもやり直しができること（大丈夫であること）を教えてあげることが、有効な方法といえます。

Q5 好きなことを禁止したり、中断させたりすると怒ってしまいます。どうしたらいいですか？

1 目の前にあるものを禁止することは困難ですので、それをやってはいけないときは、物を手の届くところに置かない、見えないところへ隠す、などの環境調整を行いましょう。

2 始める前に時計や数を示して、終わらせるタイミングを約束しましょう。

3 終了5分前に予告をしましょう。あるいは「後いくつでおしまいになります。」と予告しましょう。

Q6 特定の音に対して、過剰なまでの拒否反応を示します。(感覚の過敏があるみたいです。) どうしたらいいですか？

運動会におけるピストル音などに、拒否反応を示す子どもがいます。これらは、他の手段(笛など)でも代替が可能ですので、周囲に協力してやめてもらいましょう。

トイレの水の流れる音など、生活していく上での日常音については、少しずつ慣らしていくことが大切です。例えば、「流すよ」と予告してから音を出す、あるいは音を出すときには耳をふさぐとか、隣の部屋に行くとか、保護者のお腹に顔をふせるなどし、嫌な刺激から回避する方法を教えましょう。また、イヤマフの使用も有効です。



「イヤマフ」の使用も有効です。

Q7 友達が目の前に来ると、いきなり叩いてしまいます。どうしたらいいですか？

急に人が目の前に来ると、視覚の感覚過敏により非常に嫌がることがあります。また、友達が「わざといじわるをした」と勘違いすることもあります。

「どいて」、「お母さん」、「お父さん」、「先生」などのジェスチャーを示すことでどいてもらえる方法があることを教えましょう。

Q8 突然に人の持っているものを取ってしまったり、友達が好きな玩具で遊んでいると叩いてしまいます。どうしたらいいですか？

- 1 「貸して」、「お願い」、「遊ぼう」、「お母さん」、「先生」などの言葉やジェスチャーを教え、要求を伝えることができるようにしましょう。「叩いちゃダメ」、「取っちゃダメ」と教えるだけでは、行動は改善しません。要求言語を教えましょう。
- 2 名前シールを貼って、誰のものか分かるようにしましょう。

Q9 指示を出しても、すぐに忘れてしまいます。また、忘れ物が非常に多いです。どうしたらいいですか？

本人は決して意図としているわけではないのですが、結果的に不注意で聞いていなかったり、他のことが目に入ると忘れてしまったりします。このようなときは、何度も繰り返し指示するのではなく、注意がそれないように環境の調整をしましょう。例えば、言葉は頭の中で消えてしまいますので、必要な指示は箇条書きにし、書いて貼っておきましょう。

Q10 苦手な問題（授業）になると、離席したり、部屋を出て行ってしまいます。どうしたらいいですか？

- 1 授業や課題の内容（進行）について理解ができていないことが多いので、「いつ」、「どこで」、「どれくらいするのか」を明確に指示してあげましょう。また、終わったら、「休み時間」、「好きな遊びをしていい時間」であることを示すなど、スケジュール化や手順化を進めて、分かりやすく伝えましょう。
- 2 支援を求めるカードを作りましょう。
「手伝ってください」「もう1回言ってください」「分からないから教えて」など、カードで支援を求められるようにしましょう。
- 3 課題が難しかったり、量が多い場合は、易しくしたり、量を減らすなど、その児童に合った個別の支援方法を作成し、成功させましょう。また、できたときに多いにほめ、シールなど「トークン」を使用して「ほめられたこと」を視覚化し、強化していきましょう。

Q11 発達障害児（者）への関わり方のコツは何ですか？

失敗してから注意をしたり、叱ったりするのではなく、環境の工夫をしたり、視覚支援で分かりやすくし、また手伝ってあげることで成功させ、ほめて、さらによい行動ができるようにしていくことが、何よりも大切です。（成功した経験を増やすことで、学習効果が発揮され、行動が改善されていきます。）

4 特別支援教育

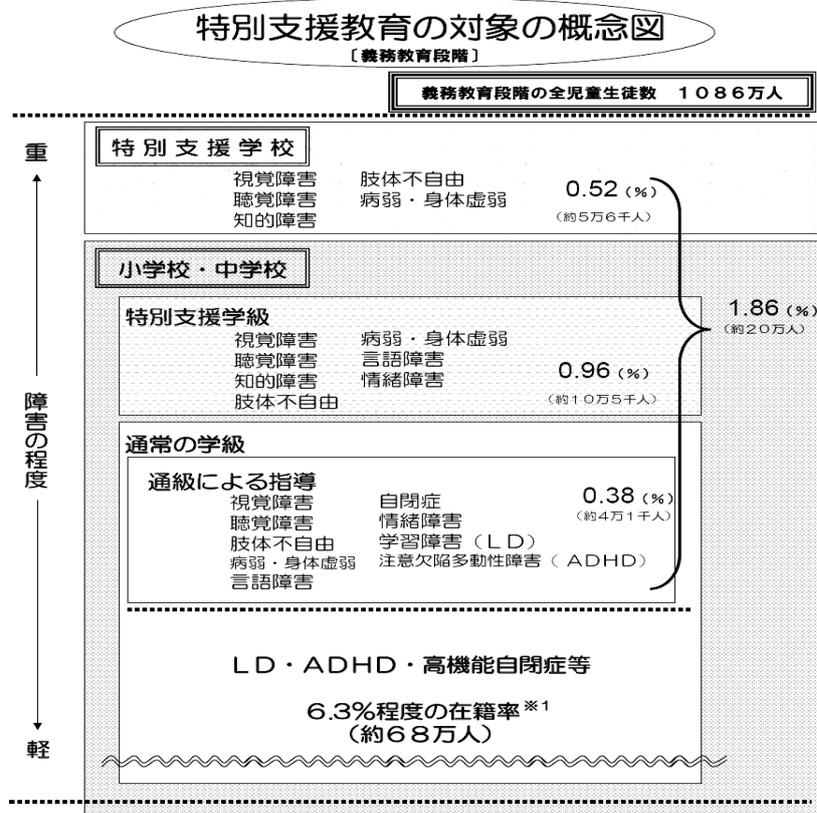
学校教育法の改正に伴い、平成19年4月から特別支援教育制度が本格的に実施されました。

特別支援教育制度では、これまでの特殊教育の対象として、盲・聾・養護学校や、養護学級、通級指導教室での指導を受けてきた子どもたちに加えて、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある子どもたちも含めた「教育上特別な支援を必要とする子どもたち」に対して、一人ひとりの障害特性を理解した上で、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育が求められています。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校では、「特別支援教育コーディネーター」が位置付けられ、担任とともに教育的支援の必要な幼児、児童、生徒の学びを支えるために活動しています。

また、特別支援教育支援員の活用や、発達障害のある子どもを対象とした通級指導教室の開設など、新たな教育環境整備が始まっています。さらに、静岡市では特別支援教育の拠点となる「特別支援教育センター」の開設も予定されています。

この特別支援教育の推進のためには、教育と医療、保健、福祉、就労等の関係機関の連携による一貫したサポート体制が不可欠であります。今後開設される特別支援教育センターと発達障害者支援センターとの連携はもとより、ライフステージに対応したこれら関係機関の連携協力が必要となってきます。



※1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。
(※1を除く数値は平成18年5月1日現在)

資料 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成資料より

第3部 成人期における発達障害者支援

1 発達障害者への就労支援

(1) 発達障害者の就労

発達障害のある人の中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、知的障害者又は精神障害者として雇用支援を受けている方もいらっしゃいます。これらの場合、本人は「障害者枠」として雇用されますので、就職を希望する本人は当然として、雇用する側も法定雇用率や各種助成金などの点でメリットがあるといえます。

一方、これら手帳の交付を受けなくて、「長期にわたり職業生活に制限を受け、職業生活を営む事が著しく困難」と認められる場合は、職業訓練などの雇用支援施策の対象となります。発達障害のある人の場合、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていなくても、職業訓練や就労支援メニューの一部を受けられたりします。具体的には、公共職業安定所（ハローワーク）において極め細かな職業相談・職業紹介などのサービス、地域障害者職業センターによる職業評価・職業準備支援及び職場適応支援などのサービス、障害者就業・生活支援センターによる就業と生活面の一体的な支援などが受けられます。

発達障害者支援法では、発達障害のある人の地域生活を推進していくためには、発達障害のある人が自立した就労生活を送ることが大切であり、そのために、都道府県（指定都市を含む。）に発達障害のある人の就労を支援するため必要な体制の整備に努めることと、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体が相互に連携していくことを求めています。

発達障害のある人が職業訓練から就職、就職後の定着化に至るまで、一貫した支援が行えるよう、これら関係機関が連携をし、個別で具体的な就労支援計画を策定し、実践していくことが何よりも大切になります。

(2) 主な発達障害の症状と就労時の対応・支援方法の例について

①自閉症

自閉症の症状としては、「1 対人関係に困難を抱えている」、「2 コミュニケーションに障害がある」、「3 興味や関心が狭く、特定のものへの強いこだわりがある」などといったものがあります。特に、初めて行く場所・初めての作業であったり、突然の予定変更・手順変更が行われると、強い不安を抱くことが多くあり、時にパニックを引き起こすこともあります。また、仕事を進めていく上では、上司・同僚などとの人間関係構築やコミュニケーションが大切ですが、自閉症の方の中には、こうした点で困難を抱えており、うまく人間関係を築けなかったり、言

業の些細な勘違いにより、入社拒否などを起こすこともあるといわれております。

一方、慣れた場所で、予め決められている作業を行うことについては問題がなく、一生懸命に仕事に取り組むことができるともいわれています。また、周りがコミュニケーションに気をつかい、誤解のないように指示してあげることで、その人の持つ能力を生かすことができるともいわれています。

②アスペルガー症候群

自閉症の中で、知的発達の遅れや言葉の障害を伴わないもので、自閉症と同じように「対人関係」、「コミュニケーション」、「想像力と創造性」に困難を抱えています。基本的な指示や作業手順については理解できることが多い一方、特にコミュニケーションにトラブルを抱えることが多くあり、結果的に人間不信に繋がってしまうことがあります。具体的には、あいまいな指示や「それぐらい、言わなくても分かるだろう」といった婉曲的な表現を理解することが苦手であったり、言葉を字義的に受け止めてしまう（背景や行間を読み取れない）ことから、上司・同僚ともめてしまうことが多くあります。

一方で、自分の得意とする分野に対しては優れた能力を発揮することもあり、知的発達が平均以上である人も多くいることから、その人の能力に合わせた仕事を、明確な言葉で指示してあげることが重要となります。

③学習障害(LD)

基本的には知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の能力のうち、特定の能力の習得に著しい困難を示します。例えば、書くことに困難を抱えている場合、会議では記録を書くことに精一杯となってしまう、内容自体がおろそかになってしまいます。また、単純な足し算・引き算が苦手な場合があり、売り上げ計算などのミスが許されないような場面で、計算ミスを起こしてしまうことがあります。

学習障害は、怠惰や学習不足によるものではありませんし、改善が図られるものでもありませんので、無理に慣れさせようと努力させることよりも、その能力を補うような装置（コンピュータによる計算・音声レコーダーによる記録）を使用させてあげることで、仕事を遂行することが可能となります。

④注意欠陥多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障害です。休憩時間でないにも関わらず、職場内を歩き回ってしまったり、単純なミスを繰り返してしまうことがあります。これらは、単に注意するだけでは改善されません。また、「努力が足りない」とか「やる気があるのか」などといった精神論を振りかざすことは、逆に二次障害（入社拒否など）を招くことに繋がり、対応をより困難なものにしてしまう恐れがあります。

注意欠陥多動性障害のある人に対しては、具体的な作業マニュアル・チェックリストを作成し、一つひとつの過程ごとに、本人と上司・同僚で確認作業を行い、仕事上のミスを「仕組み」として防ぐ体制を整えることで、円滑に仕事を進められるようになります。

(3) 発達障害者を雇用されるに当たって配慮いただきたいこと

発達障害のある人についても、他の障害のある人と同様、職場の方々の障害に対する理解と、その能力と適性に応じた職場への配置など働きやすい職場環境を整備していくことで、その能力をより発揮することが可能になります。

また、こうした取組みは、発達障害のある人のみならず、誰もが働きやすい職場環境の実現にもつながります。(ユニバーサル・デザインの考え方です。)

雇用主の皆様には、発達障害のある人が一人でも多く自立した職業生活を送ることができるよう、できる範囲から発達障害のある人の就労支援を行っていただきたく思います。また、雇用する際には、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及び発達障害者支援センターと連携を図り、円滑に就職できるようにするとともに、就職後もこれら機関と連携をして、定着化を推進していくことが、何よりも大切となります。

発達障害のある人の就労支援に関する配慮

- ・ 感覚の過敏・異常やこだわりへの配慮が必要です。
- ・ 短い分かり易い言葉で指示し、曖昧な表現は使わないようにして下さい。
- ・ 絵・写真・文字で分かりやすく、スケジュールや手順を示し、見通しが持てるようにして下さい。
- ・ 穏やかな声で話し、笑顔で接し、安心できる環境を作して下さい。
- ・ 叱責しないでください。また、他人を叱責する声も負担になります。
- ・ 指示は肯定的に出して下さい(「〇〇ダメ」より、「〇〇しよう」)。
- ・ できたことをほめ、認めて下さい。
- ・ 分かりやすくルールを作り、行動表による評価や、目標を持つ事も有効です。

(4) 発達障害者の雇用に関するチェックリスト

- ① いい所を探して認め、ほめる。
- ② 改善して欲しい点は、具体的に示して、理由を説明する。
- ③ 伝えたいことを、お互いにメモにして伝える。
- ④ 会社のルールを作り、書いて壁に貼る。
- ⑤ 挨拶・服装・言葉づかい・時間を守るなどのマナーを具体的に説明して、分かりやすく伝える。
- ⑥ スケジュール表を作成し、休憩時間や作業の見通しを具体的に示す。
- ⑦ 手順表を作り、間違えずに行えるように支援する。
- ⑧ 後から間違いを指摘すると嫌がるので、自分で出来上がりを確認できるシステムにする。
- ⑨ 1時間、1日、1週間、1ヶ月の作業の目標を具体的に数値化する。
- ⑩ 急な予定の変更は苦手なので、予定を変更する場合はできるだけ事前に、理由も含めて分かりやすく伝える。
- ⑪ 定期的に、スケジュール・手順の確認や本人の希望などを聞く時間を作る。
- ⑫ 困った時に相談出来る人を、会社内に配置し、本人がいつでも相談しやすい環境を作る。
- ⑬ 社長・管理職・人事担当だけでなく、社員全員に発達障害の特性と具体的な接し方について学んでもらい、理解してもらう。(研修会の実施やパンフレットの作成・配布など)

2 就労支援制度・窓口

実施機関の連絡先等は「第4部 資料編」に掲載されておりますので、そちらをご参照ください。

①精神障害者社会適応訓練事業

市の委託している協力事業所に一定期間通い、集中力、対人能力、仕事に対する持続力及び環境適応能力等の向上を図り、かつ、生活のリズムを取り戻すために社会適応訓練を行い、社会的な自立を目指す制度です。原則6か月で、3年を限度に更新できます。

(実施機関) 保健所精神保健福祉課

②障害者就労相談窓口

障害のある人の職業相談、職業訓練等の相談窓口です。

(実施機関) ハローワーク

③障害者トライアル雇用

障害のある人を3ヶ月間試用雇用(トライアル雇用)として雇っていただき、障害者雇用の理解を深めていただくとするもので、事業主と障害のある方双方に対する支援です。これまで障害者雇用に経験が無かった事業所の方にも、3ヶ月間、障害のある方の働く姿を見ていただくことで、障害者雇用に取り組む上での不安を軽減できる制度です。

(実施機関) ハローワーク

④職業準備支援

障害のある人に対して、職場の基本的なルール・作業遂行力・対人態度等の職業上の課題の把握とその改善に向けた支援、及び職業に関する知識の習得などの支援を行います。

対 象： 障害があり、基本的な労働習慣を身につけることによってより円滑な就職が図られると判断される方(要相談)

支援期間： 個別に設定しますが、標準は8週～12週です。(最長12週)

利用料金： 受講に関する費用は無料ですが、交通費・食費は自己負担となります。

(実施機関) 静岡障害者職業センター

⑤職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業

障害のある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場訪問し、障害のある方に対する直接的な支援を行います。具体的には作業手順を覚えたりミスを減らしたりするための助言や、職場でのコミュニケーションを改善する援助を行います。

また、事業所の方へ障害特性に配慮した指導方法や職務内容の助言などを行います。

対 象： 障害があり、職場での支援を必要とされる求職者または在職者（要相談）

支援期間： 個別に設定しますが、標準は2～3ヶ月です。（最長8ヶ月）

利用料金： 無料

（実施機関）静岡障害者職業センター

⑥中部地域障害者就労支援事業

就職前から就職後にわたり、一貫した指導、相談、援助を行います。具体的には、仕事をしていく上で必要となる基本的な労働習慣、作業能力などを身につけることを目的とした作業実習等の訓練、職場見学、職場実習を行いながら就職への準備をします。

支援期間： 原則6ヶ月

利用料金： 訓練・実習にかかる費用は無料ですが、交通費・食費は自己負担となります。

（実施機関）社会福祉法人明光会 けやきワークセンター

⑦障害者就業・生活支援センター事業

在職者やこれから就職を目指す離職者や就職経験がない障害のある人に対して、就職から職場定着、安心して過ごせる職業生活、就業生活を送るための支援を一貫して行います。また障害者を雇用する事業主への相談援助も行います。

（実施機関）社会福祉法人明光会 障害者就業・生活支援センターさつき

⑧ヤングジョブステーション

就職についての悩みや不安を持つ若者が就職できるよう、専門の就職サポーターやキャリアコンサルタントがマンツーマンで支援します。具体的には、就職相談やキャリアカウンセリング、面接指導や履歴書等の書き方指導、職業紹介のほか、就職に必要な基礎能力を習得するための講座やセミナーなどを行います。

対 象： おおむね35歳未満で、就職を希望される方（学生も含む）

利用料金： 無料

（実施機関）静岡ヤングジョブステーション（中部県民生活センター内）

⑨その他の支援

1 IT活用支援

中部障害者マルチメディア情報センターでは常時パソコン相談・指導、パソコン体験等を行っています。センターへの通所が困難な方には在宅でのパソコン講習を受け付けています。

（実施機関）中部障害者マルチメディア情報センター

2 障害者合同就職面接会

求人企業と求職者が一同に会し、障害のある人の就職面接会を実施します。

(実施機関) ハローワーク

3 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

今まで手帳の交付を受けていなかった方や障害程度が変わった方など、交付(変更)の希望のある方に対し、申請を受付けています。手帳の交付を受けると、「障害者枠」として就労することができるようになります。

(実施機関) <療育手帳>

各福祉事務所(区役所) 障害者支援課(※)

<精神障害者保健福祉手帳>

保健所精神保健福祉課

保健所清水支所

(※) 平成21年4月より、「生活支援課」に名称が変更となります。(業務内容に変更はありません。)

3 発達障害者への有効な就労支援のポイント Q&A

(厚生労働省発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会編「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」より抜粋・一部加筆)

Q1 作業の手順や段取り、量や時間などを、自分でうまく管理できないみたいです。どうしたらいいですか？

発達障害のある人が担当する1日の作業を的確に遂行させるために、「作業手順書（マニュアル）」を作成し、常に参照しながら作業させる等、「作業手順書」をうまく使えるように指導することが有効です。また、作業手順を分かりやすくするために、作業時間・作業手順・使用工具等を図にしたり、色分けするなど、「手順」を視覚化することも有効です。

作業量や作業時間を自己管理できるようにするには、まず、毎日の作業の段取りを「作業日程表」に書き起こして明確にする必要があります。さらに、個々の作業について、作業時間・作業量・不良数等を記録するための「作業記録表」の様式をつくり、作業終了ごとに記入させるようにするとよいでしょう。

Q2 指示された作業手順や製品の良し悪しの基準等を守り、安定して作業をすることに困難を抱えているみたいです。どうしたらいいですか？

Q1でも示した作業手順書（マニュアル）に、完成品・不良品の写真や絵図等を視覚的に示すことも含め、標準規格や不良品と判断される場合の例を具体的に示し、判断基準を明確化することが必要です。そして、その作業手順書を作業前に必ず確認させることを徹底させることにより、常に製品の質を意識させることが重要です。

疲れや慣れから作業に乱れが発生している場合は、続けて作業を行わせる単位作業時間を短めに設定し、こまめに製品の出来具合をチェックするよう習慣付けるとよいでしょう。

作業環境については、作業手順のとおりモノを配置したり、作業スペースを作業ごとに区切って配置し、A作業・B作業・C作業・D作業と作業が変わるごとに、それぞれに応じた作業スペースで行わせるといった工夫、すなわち「構造化」を図ることで作業への集中力を高め、作業の安定につなげる方法もあります。

誤りやミスを後から指摘することは、本人のパニックを引き起こし、その後の就労に影響を及ぼす恐れがあります。できるだけ、自分で仕事の出来具合を確認できるようなシステムを構築することが、肝要となります。

Q3 複数の作業からなる職務をうまく行うことができないみたいです。どうしたらいいですか？

発達障害のある人の中には、複数の職務を同時並列的に行っていくことが苦手な場合があります。

そこで、最初から複数の作業を与えるのではなく、まず複雑な作業を複数工程に分けて細分化します。そして、例えば、Aという作業を終了したらB作業に、B作業が終了したらC作業にといったように、1つの作業が終了したら、次の作業工程に移るといった具合に作業を進めます。さらに、それらAからCの1つひとつの作業成果を最後にひとまとめにして、全工程を終了するといった作業構成にします。また、作業の精度を高めるために、A・B・Cの作業手順と完成製品写真を作業場に貼り、自分で確認しながら作業させましょう。

作業指示については、一度にまとめて出すのではなく、できるだけ具体的な指示内容に細分化し、工程ごとに提示するのがよいでしょう。また、似たような作業であっても、「〇〇のように」とか「〇〇と同じように」と指示することは禁物です。同じようなことでも、具体的に繰り返し指示することが効果的です。

例えば「一つのかごの中から、複数の部品を同時に分別する」といった複数の要素を組み合わせた作業の場合には、混乱からミスが生じる場合があります。そのような場合には、1つの要素だけで弁別し、その後にもう一方の要素で弁別するという2工程に分けて作業を行わせるとよいでしょう。また、「複数の部品を組み合わせる」ような作業の場合は、部品に付けられたコード番号のみを手がかりに作業を行わせると、色や形状で指示したときよりも、目的部品にたどり着きやすくなる場合があります。

Q4 社会人としてのマナーや場面に応じた適切な言動を指導していきたいと思えます。どうしたらいいですか？

入社から退社までの、作業部分とマナー部分を区分した「作業・行動計画書」を本人と一緒に作成し、選任された指導者がその計画書に基づいて指導していきます。「作業・行動計画書」に記した具体的な場面や適切な態度等は、日々チェックリスト形式で簡便に自己確認できるよう工夫したうえで、定期的に確認の機会を設ける等、継続的な指導を行うことが重要です。

言葉遣いや挨拶等の指導については、適切な言葉遣いや実施場面等を具体的に記述し、常に参照できるようノートにまとめ携帯させることも有効です。

Q5 言葉による指示や注意がうまく伝わっていないみたいです。どうしたらいいですか？

発達障害のある人とのコミュニケーションにおいては、基本的に、あいまいな言い方をせず、抽象的な表現を避け、具体的な例示を含め明確に指示を与える等、周囲からのコミュニケーションのあり方に注意が必要です。特に、時間や数字等のやりとりや複雑な指示については、口頭だけではなくメモを書き起こすなど文字に残して行うこと（視覚化）が重要です。

問題が生じたときは、できるだけ速やかに、「何が問題」で「どこがいけなかったか」等を、具体的に分かりやすく指導者から直接伝えるということが重要です。このとき、指導している内容が、指示（必ずやらなければならないこと）なのか、助言（自分で判断する余地のあること）なのかどうかについても明確に伝える必要があります。

Q6 仕事のミスについて注意したいと思います。どうしたらいいですか？

適切な行動への改善を促すために指導したり、不適切な行動を減らし望ましい行動を増やすために叱ることは、とても重要なことです。それは組織の中で、仲間と一緒に作業をするうえでも、大事なことです。

しかし、発達障害のある人の場合、指導する・叱るといった方法が、他者への不信感や抵抗感を強めたり、孤立感を深めてしまうことに繋がる場合もあるため、注意や配慮が必要です。

「フィードバック」を行う際には、大声、罵声、頭ごなしな言い方での指導等、感情をあらわにした方法は好ましいとはいえません。また、「そんなことも分からないのか」とか「やる気が足りない」などと抽象的に指導することは、理解できないばかりか、パニックを引き起こす恐れがあります。その作業において「〇〇は非常によかった、しかし、この部分は今度はこのようにしよう」といったように、具体的にどこを改善すべきか、落ち着いて説明することが重要です。また、指導・注意を受けた原因を自分で確認できるよう、「原因対策表」のようなシートを書き起こす等の工夫を行うことにより、次の機会には、それを自分で確認しながら進められるよう支援することも効果的です。

なお、発達障害のある人は、他人が叱責されることにも負担を覚えます。発達障害のある人に限らず、フィードバックを行う際には、「他の職員から見えない／聞こえない場所で行う」、「冷静に具体的に指示する」など、誰にとっても働きやすい環境を作っていくことが大切です。（ユニバーサル・デザインの考え方を推進していきましょう。）

Q7 仕事中にパニックを起こしてしまいました。どうしたらいいですか？

発達障害のある人のパニックは、何らかの原因で適切な行動をとれず、大きな声を出したり動けなくなる等、感情がたかぶっている状態であると考えられます。このような状況では、他者からの声かけに適切に振る舞うことはできません。まずは、感情のたかぶりを抑え、落ち着いて他者とコミュニケーションができる状態になることが重要です。

パニックが見られた場合には、横になったり座ることのできる場所へ移動させ、落ち着いて対応できる状況になるまで見守り、落ち着いた後対応することが適切でしょう。次に、パニックに陥った原因を探り、できる限りそれを取り除いてあげましょう。

現場に復帰する際には、パニックが再発しないように留意することはもとより、急な作業変更・予定変更を避け、作業・予定を変更する場合でも、できる限り事前に、分かりやすく具体的に説明し、本人の確認をとりながら指示を出すよう心がけることが必要です。また、次にパニックが起きそうになった際に、助けを求める方法を明確にしておくことも大切です。

Q8 社内のイベント等に参加できるよう支援したいと思います。どうしたらいいですか？

社内イベントへの参加等については、本人の気持ちのあり方や、上司や同僚からの影響が大きい課題であると思われます。まず必要なことは、会社組織におけるいわゆる「お付き合い」にはどのような意味があるのかということについて理解させることが必要になります。このとき、会社の上司や同僚との「お付き合い」は、職場内での人間関係をつくり保つうえで大いにメリットがあり、職業生活においては仕事の次に大切な機会であること、仕事を離れ同僚と仕事以外の話ができる等を、分かりやすく具体的に説明するとよいでしょう。

ただし、人によっては、職場の上司や同僚とは無関係に、そもそも、障害特性との関連で大勢の人たちがざわざわと会話をする中にいることに強い苦痛を感じる場合もあるため、本人の特性をよく理解し、参加を無理強いしないよう留意することが必要です。また、参加してもらおう場合でも、本人が望まない場合は、無理に酒を飲ませたり、カラオケで歌を歌わせたり、自己紹介させたりするといったことは避けるべきでしょう。

第4部 資料編

1 参考文献

- ・ 杉山登志郎著「発達障害の子どもたち」(講談社現代新書)
- ・ 廣瀬由美子・東條吉邦・加藤哲文共著「すぐに役立つ自閉症児の特別支援 Q&A マニュアルー通常の学級の先生方のために」(東京書籍)
- ・ 内山登紀夫・吉田友子・水野薫共編「高機能自閉症・アスペルガー症候群入門ー正しい理解と対応のために」(中央法規出版)
- ・ シーラ・リッチマン著、井上雅彦・奥田健次監訳、テラー・幸恵訳「自閉症へのABA入門ー親と教師のためのガイド」(東京書籍)
- ・ 山本淳一・加藤哲文編著、小林重雄監修「応用行動分析学入門ー障害児者のコミュニケーション行動の実現を目指す」(学苑社)
- ・ 諏訪利明・安倍陽子編、内山登紀夫監修「ふしぎだね！？自閉症のおともだち」(ミネルヴァ書房)
- ・ 諏訪利明・安倍陽子編、内山登紀夫監修「ふしぎだね！？アスペルガー症候群(高機能自閉症)のおともだち」(ミネルヴァ書房)
- ・ 小林重雄・園山繁樹・野口幸弘共編「自閉性障害の理解と援助」(コレール社)
- ・ ニキ・リンコ著「俺ルール！ー自閉は急に止まらない」(花風社)
- ・ ジェニファー・L・サブナー／ブレンダ・スミス・マイルズ共著、門真一郎訳「家庭と地域でできる自閉症とアスペルガー症候群の子どもへの視覚的支援」(明石書店)
- ・ 井上雅彦・井澤信三共著「自閉症支援ーはじめて担任する先生と親のための特別支援教育」(明治図書出版)
- ・ アーサ著、山下裕史朗・水間宗幸監修「めざせ！ポジティブ ADHD～ギャグマンガで読み解く基礎知識&克服法～」(書肆侃侃房)
- ・ 吉田友子著「高機能自閉症・アスペルガー症候群『その子らしさ』を生かす子育て」(中央法規出版)
- ・ 吉田友子著、ローナ・ウィング監修「あなたがあなたであるためにー自分らしく生きるためのアスペルガー症候群ガイド」(中央法規出版)
- ・ ヘイリー・モーガン・マイルズ著、萩原拓訳 解説、石井哲夫監修「こんなとき どうしたらいい？ーアスペルガー症候群・自閉症のお友だちへーヘイリーちゃんのアドバイス」(日本自閉症協会)
- ・ 尾崎洋一郎・錦戸恵子・池田英俊・草野和子共著「ADHD 及びその周辺の子どもたちー特性に対する対応を考える」(同成社)
- ・ 杉山登志郎著「アスペルガー症候群と高機能自閉症ー青年期の社会性のために」(学習研究社)
- ・ 杉山登志郎・辻井正次共著「高機能広汎性発達障害ーアスペルガー症候群と高機能自閉症」(ブレーン出版)

- ・ 磯部潮著「発達障害かもしれない 見た目は普通の、ちょっと変わった子」(光文社)
- ・ 落合みどり著、宮本信也 医学解説、ふじわらひろこイラスト「十人十色なカエルの子ー特別なやり方が必要な子どもたちの理解のために」(東京書籍)
- ・ モーリーン・アーロンズ／テッサ・ギトウズ共著、飯塚直美訳、福田岩緒イラスト「自閉症スペクトラムへのソーシャルスキルプログラムー幼児期から青年期までの統合的アプローチ」(スペクトラム出版社)
- ・ ジェニファー・エルダー著、マーク・トーマス イラスト、牧野恵訳「みんなとはちがった人たち 自閉症の英雄のこと」(スペクトラム出版社)
- ・ キャロルグレイ編著、服巻智子監訳、大阪自閉症研究会編訳「ソーシャル・ストーリー・ブッカー書き方と文例」(クリエイツかもがわ)
- ・ 野呂文行著「園での『気になる子』対応ガイドー保育場面別 Q&A・保護者他との関わり・問題行動への対応など」(ひかりのくに)
- ・ 厚生労働省発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会編「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」

2 発達障害者支援法

○ 発達障害者支援法 (平成十六年十二月十日法律第百六十七号)

最終改正：平成一八年六月二一日法律第八〇号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条—第十三条）
- 第三章 発達障害者支援センター等（第十四条—第十九条）
- 第四章 補則（第二十条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条 及び第十三条 に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十二年法律第五十六号）第四条 に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするために、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所へ立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うも

のとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

○ 発達障害者支援法施行令 (平成十七年四月一日政令第百五十号)

最終改正：平成一九年三月二日政令第三九号

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十六の二に定めるところによる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

○ 発達障害者支援法施行規則 (平成十七年四月一日厚生労働省令第八十一号)

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

3 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知

17 文科初第 16 号
厚生労働省発障第 0401008 号
平成 17 年 4 月 1 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長

文部科学事務次官 結城 章夫
厚生労働事務次官 戸苺 利和

発達障害者支援法の施行について

「発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）」（以下、「法」という。）は平成 16 年 12 月 10 日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）」（以下、「令」という。）が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）」（以下、「規則」という。）が公布され、いずれも本日から施行されることである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようにご配意願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

記

第 1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること。（法第 1 条関係）。

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」とされていること。

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第 2 条関係）

(2) 国及び地方公共団体の責務について

国、都道府県及び市町村は、発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じること。また、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じること。発達障害を早期に発見することは、その後の支援を効果的・継続的に行っていくためのものであること。（法第 3 条第 1 項・第 2 項関係）

支援等の施策を講じるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないこと。その際、本人や保護者に対して支援の内容等について十分な説明を行い、理解を得ることが重要であること。（法第 3 条第 3 項関係）

(3) 関係機関の連携について

発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これら部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うこと。（法第 3 条第 4 項関係）

(4) 国民の責務について

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないこと。（法第 4 条）

(5) 児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について

児童の発達障害の早期発見のために、市町村は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条及び第 13 条に規定する健康診査及び学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 4 条に規定する健康診断を行うにあたり十分留意

するとともに、発達障害の疑いのある児童に対し、継続的な相談を行うよう努め、当該児童の保護者に対し、医療機関等の紹介、助言を行うこと。

また、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、相談、助言その他適切な措置を講じること。

都道府県において、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じること。(法第5条・第6条関係)

(6) 保育、放課後児童健全育成事業の利用及び地域での生活支援について

市町村が、保育、放課後児童健全育成事業の利用、地域での生活支援のために適切な配慮、必要な支援等を行うものとする。(法第7条・第9条・第11条関係)

(7) 教育について

国、都道府県及び市町村が、発達障害児(18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

また、大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。(法第8条関係)

(8) 就労の支援について

都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所等の相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるものとする。

また、都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。(法第10条関係)

(9) 権利擁護について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。(法第12条関係)

(10) 発達障害者の家族に対する支援について

都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。また、家族に対する支援に際しては、父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要であることに配慮すること。(法第13条関係)

(11) 発達障害者支援センターについて

平成14年度より、「自閉症・発達障害支援センター運営事業(平成14年9月10日障発第0910001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」が実施されてきたところである。今般、法の成立により発達障害者支援センターが本法に位置づけられ、都道府県等は「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」として指定することとなる。

発達障害者支援センターの業務内容については、従来の「自閉症・発達障害支援センター」と同一のものであるが、センターにおける支援の対象者については、法における発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害なども含み、これまでよりも拡大することとなることから、その十分な対応を行うこと。(法第14条関係)

また、発達障害者支援センターは、都道府県知事等により指定されることとなり、職員の秘密保持、業務状況に関する報告の徴収、業務の改善に関する必要な措置、指定の取り消しが定められているため、その責務について十分認識の上、支援にあたること。(法第15条・第16条・第17条・第18条関係)

(12) 病院や診療所など専門的な医療機関の確保について

国、都道府県及び市町村は、発達障害の専門的な診断及び発達支援を行うことのできる病院又は診療所を地域に確保し、日頃から地域の住民に情報提供を行うこと等により、医療機関による支援体制の整備に努めること。(法第19条関係)

(13) 民間団体の活動の活性化への配慮について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者を支援するためのさまざまな団体の活動の活性化を図ることは重要であり、その際、家族のみならず発達障害者当事者の団体の活動が活性化されるよう配慮すること。(法第20条関係)

(14) 国民に対する普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、発達障害については、障害を有していることが理解されずに困難を抱えている場合が多いことなどから、発達障害者についての理解を深めることなどを国民の責務(第4条関係)と規定していることと併せて、具体的に発達障害に関する国民の理解を深めるための必要な広報及びその他の啓発活動を行うこと。(法第21条関係)

(15) 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。(法第22条関係)

(16) 専門的知識を有する人材の確保等について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者への適切な支援を確保していくため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野において発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保することが重要な課題であること。

そのため、国においては医師については国立精神・神経センターにおいて、また、行政担当者、保健師、保育士等については国立秩父学園において、教員等については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、研修を実施することとしており、都道府県等においても専門的知識を有する人材の確保に積極的に努めること。(法第23条関係)

(17) 調査研究について

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

そのため、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、学校における発達支援の方法等に関する調査研究活動を行っている。(法第24条関係)

(18) 大都市等の特例について

法において、都道府県が処理することとされている事務のうち、法第6条第3項、法第10条第1項及び第2項、法第13条、法第14条第1項、法第16条、法第17条、法第18条並びに法第19条第1項の事務については、令第3条に定めるとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項により指定都市(以下「指定都市」という。)が処理するものとする。(法第25条関係)

4 DSM-IV 診断基準（抄）

DSM とは、「精神障害の診断と統計の手引き」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, DSM)で、アメリカ精神医学会の定めた、患者の精神医学的問題を診断する際の指針を示したものです。DSM はアメリカ合衆国だけでなく、日本でも診断のために使用されています。DSM-IV は、DSM の第 4 版(IV)に当たるもので、1994（平成 6）年に改定されたものです。

学習障害(LD)の診断基準（DSM-IV 1994）

読字障害

- A. 読みの正確さと理解力についての個別施行による標準化検査で測定された読みの到達度が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢相応の教育の程度に応じて期待されるものより十分に低い。
- B. 基準 A の障害が読字能力を必要とする学業成績や日常の活動を著名に妨害している。
- C. 感覚器の欠陥が存在する場合、読みの困難は通常それに伴うものより過剰である。

算数障害

- A. 個別施行による標準化検査で測定された算数の能力が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢相応の教育の程度に応じて期待されるものより十分に低い。
- B. 基準 A の障害が算数能力を必要とする学業成績や日常の活動を著名に妨害している。
- C. 感覚器の欠陥が存在する場合、算数能力の困難は通常それに伴うものより過剰である。

書字表出障害

- A. 個別施行による標準化検査（あるいは書字能力の機能的評価）で測定された書字能力が、その人の生活年齢、測定された知能、年齢相応の教育の程度に応じて期待されるものより十分に低い。
- B. 基準 A の障害が文章を書くことを必要とする学業成績や日常の活動（例：文法的に正しい文や構成された短い記事を書くこと）を著名に妨害している。
- C. 感覚器の欠陥が存在する場合、書字能力の困難が通常それに伴うものより過剰である。

注意欠陥多動性障害(ADHD)の診断基準 (DSM-IV 1994)

A. (1)か(2)どちらか

(1) 以下の不注意の症状のうち6つ(またはそれ以上)が少なくとも6ヶ月以上続いたことがあり、その程度は不適応的で、発達の水準に相応しないもの。

不注意：

- (a) 学業、仕事、またはその他の活動において、しばしば綿密に注意することができない、または不注意な過ちをおかす。
- (b) 課題または遊びの活動で注意を持続することがしばしば困難である。
- (c) 直接話しかけられた時にしばしば聞いていないように見える。
- (d) しばしば指示に従えず、学業、用事または職場での義務をやり遂げることができない(反抗的な行動または指示を理解できないためではなく)。
- (e) 課題や活動を順序立てることがしばしば困難である。
- (f) (学業や宿題のような)精神的努力の持続を要する課題に従事することをしばしば避ける、嫌う、またはいやいや行う。
- (g) (例えばおもちゃ、学校の宿題、鉛筆、本、道具など)課題や活動に必要なものをしばしばなくす。
- (h) しばしば外からの刺激によって容易に注意をそらされる。
- (i) しばしば毎日の活動を忘れてしまう。

(2) 以下の多動性-衝動性の症状のうち6つ(またはそれ以上)が少なくとも6カ月以上持続したことがあり、その程度は不適応的で、発達水準に相応しない。

多動性：

- (a) 学業、仕事、またはその他の活動において、しばしば綿密に注意することができない、または不注意な過ちをおかす。
- (b) しばしば教室や、その他、座っていることを要求される状況で席を離れる。
- (c) しばしば、不適応な状況で、余計に走り回ったり高い所へ上がったたりする(青年または成人では落ち着かない感じの自覚のみに限られるかも知れない。)
- (d) しばしば静かに遊んだり余暇活動につくことができない。
- (e) しばしば“じっとしていない”またはまるで“エンジンで動かされるように”行動する。
- (f) しばしばしゃべりすぎる。

衝動性：

- (g) しばしば質問が終わる前にだし抜けて答えてしまう。
- (h) しばしば順番を待つことが困難である。
- (i) しばしば他人を妨害し、邪魔する(例えば、会話やゲームに干渉する)。

B. 多動性-衝動性または不注意の症状のいくつかが7歳未満に存在し、障害を引き起こしている。

C. これらの症状による障害が2つ以上の状況において(例えば、学校[または仕事]と家庭)存在する。

D. 社会的、学業的または職業的機能において、臨床的に著しい障害が存在するという明確な証拠が存在しなければならない

E. その症状は広汎性発達障害、精神分裂病、またはその他の精神病性障害の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患(例えば、気分障害、不安障害、解離性障害、または人格障害)ではうまく説明されない。

自閉性障害（自閉症）の診断基準（DSM-IV 1994）

- A. (1) ~ (3) の各項目のうち 6 項目以上に該当する。ただし、少なくとも、(1) の項目から 2 項目、(2) と (3) の項目から 1 項目を含むこと。
- (1) 社会的な交流活動の質的障害で、以下の項目のうち少なくとも 2 項目に該当：
- (a) 相手の目を見つめる、表情、姿勢、身振りなどの社会的交流を調整するような非言語的な対人行動をとることの著明な障害。
 - (b) 発達段階に応じた適切な友人関係がもてない。
 - (c) 他の人と喜びや関心を共有したり、一緒に一つのことをやり遂げようとしたりすることをしない（例えば、自分が関心を持った物を相手に示したり、持ってきたり、指さしたりしない）。
 - (d) 社会的あるいは情緒的な結びつきが乏しい。
- (2) コミュニケーション行動の質的障害で、以下の項目のうち少なくとも 1 項目に該当：
- (a) 話しことばの遅れか、完全な欠如（身振りや手振りなど、他の手段で補おうともしないこと）。
 - (b) ことばがある場合では、自分から話しかけたり、会話を続けたりすることの著明な障害。
 - (c) 常同的なことばや独特のことばの反復使用。
 - (d) 発達段階に応じたごっこ遊びや役割遊びができない。
- (3) 限定された行動、関心、活動の常同的反復で、以下の項目のうち少なくとも 1 項目に該当：
- (a) 常同的で限定された興味に没頭する。興味の程度か対象が異常である。
 - (b) 特異で効率が悪い決り切ったやり方や儀式的な方法に非常に固執する。
 - (c) 常同的で反復する型にはまった動作（例えば、手や指をひらひらさせたり、くねらせたりする、あるいは、全身の複雑な動き、など）。
 - (d) 物の一部分に対する持続的なこだわり。
- B. 以下の領域のうち少なくとも 1 領域における遅れや偏りが 3 歳以前に見られる。
- (1) 社会的な相互交流
 - (2) 社会的なコミュニケーションをとるための言語
 - (3) 象徴的あるいは想像的なあそび
- C. レット症候群や小児期崩壊性障害によるものでない。

アスペルガー障害（アスペルガー症候群）の診断基準（DSM-IV 1994）

- A. 以下の少なくとも2つで示される、社会的相互作用の質的障害。
- (1) 視線を合わせる事、表情、体の姿勢やジェスチャーなどの多くの非言語的行動を、社会的相互作用を統制するために使用することの著しい障害
 - (2) 発達水準相応の友達関係をつくれぬ
 - (3) 喜びや、興味または達成したことを他人と分かち合うことを自発的に求めることがない（たとえば、関心あるものを見せたり、持ってきたり、示したりすることがない）
 - (4) 社会的または情緒的な相互性の欠如
- B. 以下の少なくとも1つで示されるような、制限された反復的で常同的な、行動、興味および活動のパターン。
- (1) 1つ以上の常同的で制限された、程度や対象において異常な興味のパターンのとらわれ
 - (2) 特定の機能的でない日課や儀式への明白に柔軟性のない執着
 - (3) 常同的で反復的な運動の習癖（たとえば、手や指をひらひらさせたりねじったり、または体全体の複雑な運動）
 - (4) 物の一部への持続的なとらわれ
- C. この障害は、社会的、職業的あるいは他の重要な機能の領域において、臨床的に明白な障害を引き起こす。
- D. 臨床的に明白な言語の全般的な遅れはない（たとえば、単語が2歳までに使用され、コミュニケーションに有用な句が3歳までに使用される）。
- E. 認知能力発達または年齢相応の生活習慣技能、適応行動（社会的相互作用以外）、および環境への興味の小児期における発達に、臨床的に明白な全般的な遅れはない。
- F. 診断基準は他の特走の広汎性発達障害や精神分裂病によって満たされない。

5 関係機関一覧（連絡先）

(1) 保健福祉センター

区	保健福祉センター名	住所	電話番号
葵	城東保健福祉センター	葵区城東町 24-1	054-249-3180
	東部保健福祉センター	葵区千代田七丁目 8-15	054-261-3311
	北部保健福祉センター	葵区昭府二丁目 14-1	054-271-5131
	藁科保健福祉センター	葵区羽鳥本町 5-10	054-277-6712
駿河	南部保健福祉センター	駿河区曲金三丁目 1-30	054-285-8111
	長田保健福祉センター	駿河区鎌田 574-1	054-259-5112
	大里保健福祉センター	駿河区中野新田 57-5	054-288-1111
清水	清水保健福祉センター	清水区渋川二丁目 12-1	054-348-7711
	清水保健福祉センター由比分館	清水区由比北田 450	054-376-0533
	蒲原保健福祉センター	清水区蒲原 721-4	054-385-5670

<あそびの教室>

城東保健福祉センター（パンダ）	毎月第1金曜日	午前9時30分～午前11時30分
南部保健福祉センター（パンダ）	毎月第1木曜日	午前9時30分～午前11時30分
長田保健福祉センター（パンダ）	毎月第4木曜日	午前9時30分～午前11時30分
清水保健福祉センター（イルカの会）	毎月第1・3金曜日	午前9時20分～午前11時30分
由比分館（つくしんぼ）	毎月第1火曜日	午前9時30分～午前11時30分
蒲原保健福祉センター（めだかっこ）	毎月第3水曜日	午前9時45分～午前11時30分

<ハンディをもつお子さんのグループ教室「ぞうさん」>

東部保健福祉センター	毎月第4月曜日	午前10時00分～午後12時30分
------------	---------	-------------------

(2) 心身障害児福祉センター

こどもの杜「いこいの家」（静岡市心身障害児福祉センター）「親子教室」
葵区城東町 24 - 1（城東保健福祉エリア内） 電話 054-249-3190

(3) 母子療育訓練施設

静岡市清水うみのこセンター母子療育訓練センター
清水区駒越西二丁目 10-10（静岡市しみず社会福祉事業団内） 電話 054-335-1148

(4) 静岡市幼児言語教室・清水うみのこセンターことばの教室

区	教室名	住所	電話番号
葵	静岡市立麻機小学校内	葵区有永 421 番地の 1	054-245-0767
	静岡市立駒形小学校内	葵区南安倍二丁目 1 番 1 号	054-252-3340
駿河	静岡市立南部小学校内	駿河区南八幡町 11 番 1 号	054-283-0434
清水	静岡市清水うみのこセンター ことばの教室（静岡市立清水 浜田小学校内）（※）	清水区浜田町 11 番 1 号	054-353-6197

（※）平成 21 年 4 月より、教育委員会所管の幼児言語教室となります。（所在地に変更はありません。）

(5) 障害児（者）地域療育等支援事業者（センター）

区	事業者（センター）名	住所	電話番号
葵	障害者地域サポートセンター 北斗	葵区慈悲尾 180	054-278-7828
	アグネス静岡（つばさ静岡）	葵区城北 117	054-249-2830
駿河	静岡医療福祉センター児童部 相談室「やさしい街に」	駿河区曲金 5-3-30	054-285-0753
清水	静岡市清水うみのこセンター 障害児（者）地域療育等支援 センター	清水区駒越西 2-10-10	054-335-1148

(6) 教育委員会特別支援相談室

区	設置場所	住所	電話番号
全市	教育委員会事務局教育部 学校教育課内	清水区旭町 6 番 8 号 （静岡市役所清水庁舎内）	054-354-2520
葵・ 駿河	静岡市立田町小学校内	葵区田町五丁目 70 番地	054-275-1500
清水	静岡市立清水浜田小学校内	清水区浜田町 11 番 1 号	054-354-2194

(7) 特別支援学校相談室

相談室名	住所	電話番号
静岡県立静岡聴覚特別支援学校 相談室	駿河区中村町 251	054-283-6441 FAX 054-283-2625
静岡県立静岡視覚特別支援学校 教育相談	駿河区曲金 6-1-5	054-283-7300
静岡県立静岡北特別支援学校 きたとく相談室	葵区漆山 796	054-245-8191
静岡県立中央特別支援学校 教育相談	葵区漆山 777	054-246-5504
静岡県立静岡南部特別支援学校 進路・地域支援課	駿河区曲金 5-3-30	054-285-1633
静岡大学教育学部附属特別支援学校 特別支援部	葵区大岩町 1-15	054-247-2811

(8) 就労支援機関

機関名	住所	電話番号
ハローワーク静岡 (静岡公共職業安定所)	駿河区西島 235-1	054-238-8603
ハローワーク清水 (清水公共職業安定所)	清水区松原町 2-15 (清水合同庁舎 1 階)	054-351-8606
静岡障害者職業センター	葵区黒金町 59-6 大同生命ビル 7 階	054-652-3322
社会福祉法人明光会 けやきワークセンター	葵区慈悲尾 180	054-276-1822
社会福祉法人明光会 障害者就業・生活支援センターさつき	葵区慈悲尾 180	054-277-3019
静岡ヤングジョブステーション	駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階 中部県民生活センター内	054-284-0027
中部障害者マルチメディア情報 センター	葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-205-9250

(9) 障害者各種相談支援機関

機関名		住所	電話番号
知的障害	障害者地域サポートセンター北斗	葵区慈悲尾 180	054-278-7828
	アグネス静岡（つばさ静岡）	葵区城北 117	054-249-2830
	静岡医療福祉センター児童部 相談室「やさしい街に」	駿河区曲金 5-3-30	054-285-0753
	静岡市清水うみのこセンター 障害児（者）地域療育等支援センター	清水区駒越西 2-10-10	054-335-1148
精神障害	静岡市支援センターなごやか	葵区城東町 24-1	054-249-3189
	地域生活支援センターおさだ	駿河区下川原 5-36-60	054-257-5605
	はーとぱる	清水区村松原 3-14-8	054-337-1746
身体障害	障害者生活支援センターさくら （静岡市桜の園）	葵区内牧 1560-6	054-296-2000 FAX 054-296-1110
	静岡ピアサポートセンター	駿河区曲金 4-15-16	054-287-5588 FAX 054-287-5588
	清水障害者サポートセンターそら	清水区木の下町 96	054-344-1515 FAX 054-344-1520
静岡市障害者 110 番相談 （静岡市障害者協会）		葵区城内町 1-1	054-275-1816 FAX 054-275-1818
静岡市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター		葵区城内町 1-1	054-273-8090

(10) 関係行政窓口

①各福祉事務所（区役所）障害者支援課（※）

課名	住所	電話番号
葵福祉事務所（区役所） 障害者支援課	葵区追手町 5 番 1 号 葵区役所 2 階	054-221-1099 FAX 054-254-6322
駿河福祉事務所（区役所） 障害者支援課	駿河区南八幡町 10 番 40 号 駿河区役所 2 階	054-287-8690 FAX 054-287-8806
清水福祉事務所（区役所） 障害者支援課	清水区旭町 6 番 8 号 清水区役所 1 階	054-354-2106 FAX 054-352-0323

（※）平成 21 年 4 月より、「生活支援課」に名称が変更となります。（業務内容に変更はありません。）

②各福祉事務所（区役所）保育児童課

課名	住所	電話番号
葵福祉事務所（区役所）保育児童課 入所担当（保育園）	葵区追手町 5 番 1 号 葵区役所 2 階	054-221-1095
相談担当（家庭児童相談室）		054-221-1096
駿河福祉事務所（区役所）保育児童課 入所担当（保育園）	駿河区南八幡町 10 番 40 号 駿河区役所 2 階	054-287-8673
相談担当（家庭児童相談室）		054-287-8675
清水福祉事務所（区役所）保育児童課 入所担当（保育園）	清水区旭町 6 番 8 号 清水区役所 1 階	054-354-2358
相談担当（家庭児童相談室）		054-354-2119

③清水福祉事務所蒲原出張所

福祉担当 清水区蒲原新田二丁目 16 番 8 号（清水区役所蒲原支所内） 電話 054-385-7790
由比福祉担当 清水区由比北田 110-1（清水区役所蒲原支所由比支所内） 電話 054-376-0117

④保健所

精神保健福祉課 葵区城東町 24-1 電話 054-249-3174	保健所清水支所 清水区旭町 6 番 8 号（清水区役所 2 階） 電話 054-354-2168
--	--

⑤静岡市児童相談所

葵区堤町 914 番地の 417 電話 054-275-2871 FAX 054-272-1610

⑥静岡市障害者更生相談所

葵区堤町 914 番地の 417 電話 054-275-2875 FAX 054-272-1610

(11) 社会保険事務所（障害年金など）

事務所名	住所	電話番号
静岡社会保険事務所 業務第一課、業務第二課	駿河区中田 2-7-5	054-284-4311
清水社会保険事務所 業務課	清水区巴町 4-1	054-353-2231

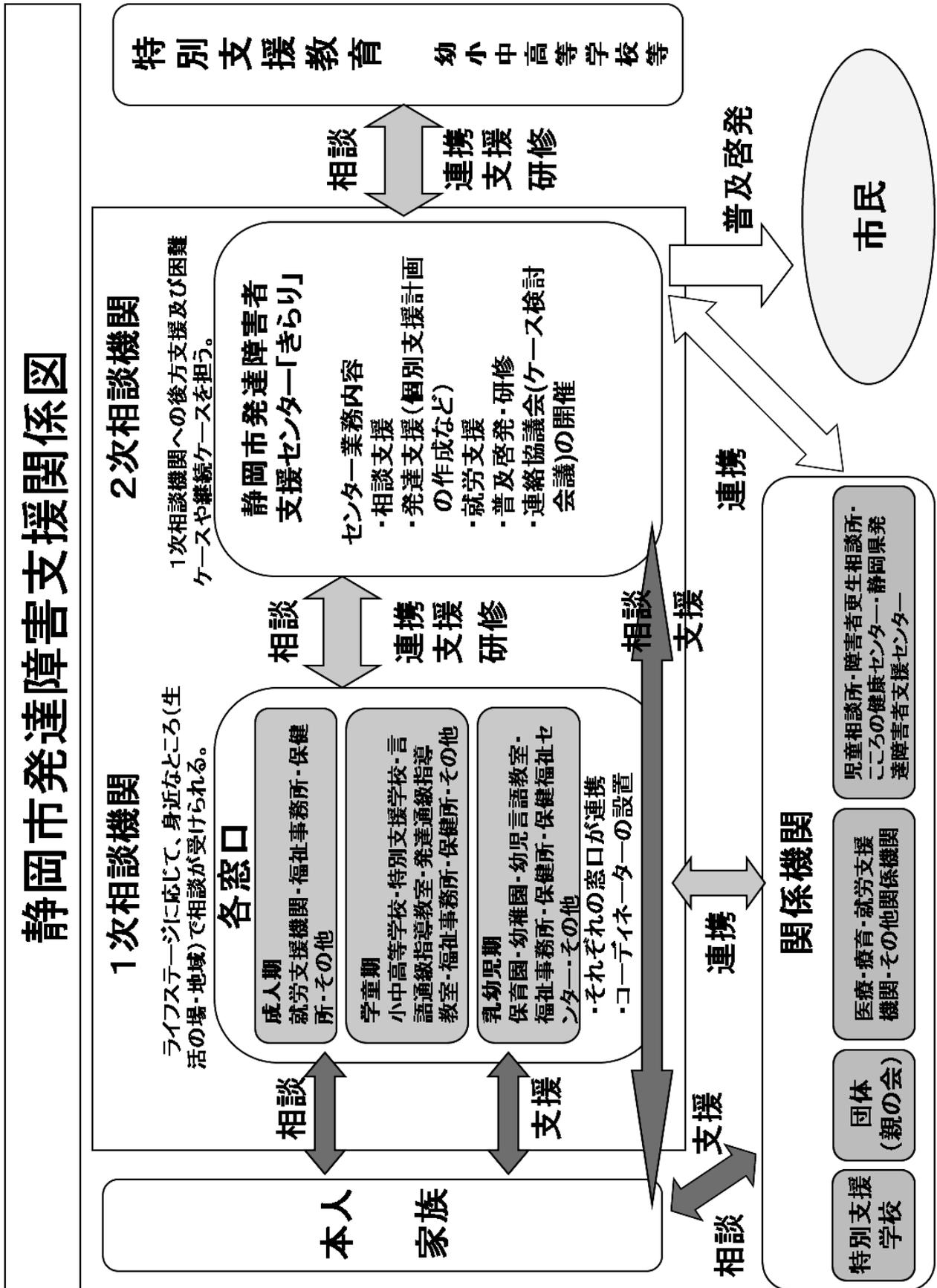
(12) 発達障害者支援センター

静岡市発達障害者支援センター「きらり」
駿河区曲金 5-30-30 静岡医療福祉センター内
電話 054-285-1124 FAX 054-285-1125

静岡県発達障害者支援センター（静岡県こども家庭相談センター総合支援部）
駿河区有明町 2 番 20 号 静岡総合庁舎内
電話 054-286-9038 FAX 054-286-9098

※ 発達障害者支援センターは、47 都道府県・17 指定都市に設置されております。
（一部、設置準備中の指定都市があります。）

静岡市外へ転出の際、又は、静岡市外から転入の際は、本人・保護者の同意を得た上で、転出先・転入元の発達障害者支援センターと連携をして、引継ぎを行ってまいります。

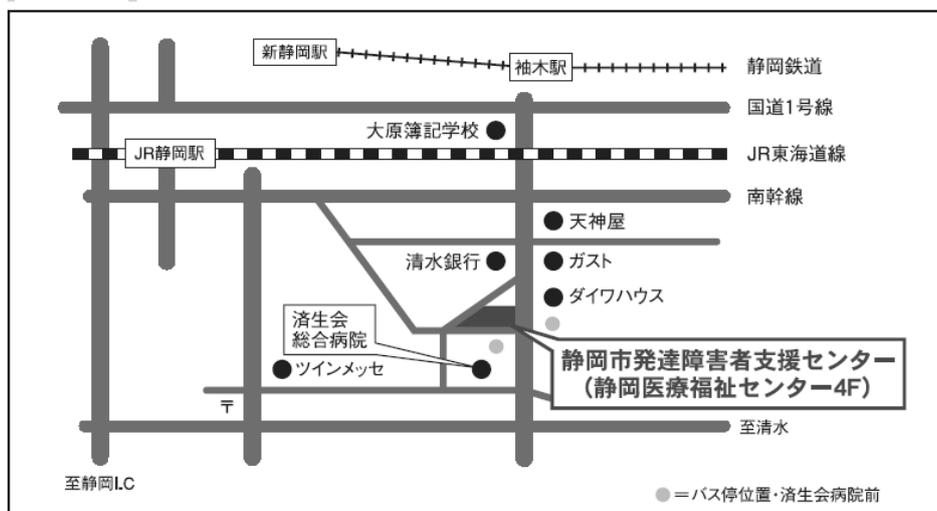


7 静岡市発達障害者支援センター案内

静岡市発達障害者支援センター「きらり」

所在地	静岡市駿河区曲金五丁目3番30号 (静岡医療福祉センター4階)
電話番号	054-285-1124
FAX番号	054-285-1125
開設時間	月曜日から金曜日の8時30分から17時 (相談等の場合は、必ず電話等でお問い合わせください。)
事業内容	<p>(1) 相談支援 日常生活の様々な相談を受け、助言、各種機関紹介、情報提供を行います。</p> <p>(2) 発達支援 個々に応じた療育や教育の具体的な手立てについて支援します。</p> <p>(3) 就労支援 就労を希望する方、就労している方に関係機関と協力して支援します。</p> <p>(4) 啓発研修 発達障害に対する情報発信を行い、発達障害の理解と支援を広めるために研修会や各機関への講師派遣を行います。</p>

周辺図



発達障害の理解と支援のために

平成 21 年 3 月 発行

編 集 静岡市発達障害者支援センター「きらり」 所長 前田 卿子
〒422-8006 静岡市駿河区曲金五丁目 3 番 30 号 静岡医療福祉センター内
電話 054-285-1124 FAX 054-285-1125

共同編集 静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会・静岡市
発 行 静岡市 保健福祉子ども局 福祉部 障害者福祉課
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
電話 054-221-1198 FAX 054-221-1453



静岡市